

第4章

誘導区域等の設定

- 4-1 都市機能・居住誘導の基本的な考え方
- 4-2 誘導区域の設定
- 4-3 誘導施設の検討
- 4-4 地域生活拠点の設定

4-1 都市機能・居住誘導の基本的な考え方

目指すべき都市の骨格構造を実現するための「都市機能」及び「居住」の誘導に向けた基本的な考え方を整理する。

4-1-1 都市機能の誘導に向けた基本的な考え方

(1) 都市機能誘導区域に誘導する施設（誘導施設）の考え方

例えば、市役所や比較的規模が大きな医療施設、子育て・介護福祉支援のセンター機能を持つ施設等は市域全体から利用される都市機能であるため、公共交通ネットワークにより移動が確保された「都市核」に立地していることが望まれる。

「都市核」以外の地域の総合支所や子育て・介護福祉支援のセンター機能を持つ施設の支所等のより身近な都市機能は、主として周辺に住む市民の生活を支える都市機能であり、地域の中でも比較的交通ネットワークが確保された「地域拠点」に立地していることが望まれる。

さらに、日常的に利用する比較的小規模の小売店舗や診療所、郵便局、幼稚園・保育園などについても、それぞれの施設周辺に暮らす市民からの利用があることで維持される可能性が高いことから、今後の人口減少を見据えると、将来的にも一定の人口集積が見込まれる「地域拠点」の周辺に立地していることが望ましい。

以上を踏まえ、「市域全体」から利用される都市機能については「都市核」への誘導を図る「誘導施設」として設定する。

一方で、より身近にあって日常生活を支える都市機能については、積極的な誘導の対象には含めないものの、「地域拠点」とその周辺への立地を目指すこととする。

都市機能を担う施設を2種類に分けて、施設配置・区域をコントロール

- ・ 「誘導施設」として都市機能誘導区域に誘導する施設
- ・ 積極的な誘導の対象には含めないものの地域拠点とその周辺への立地を目指す施設

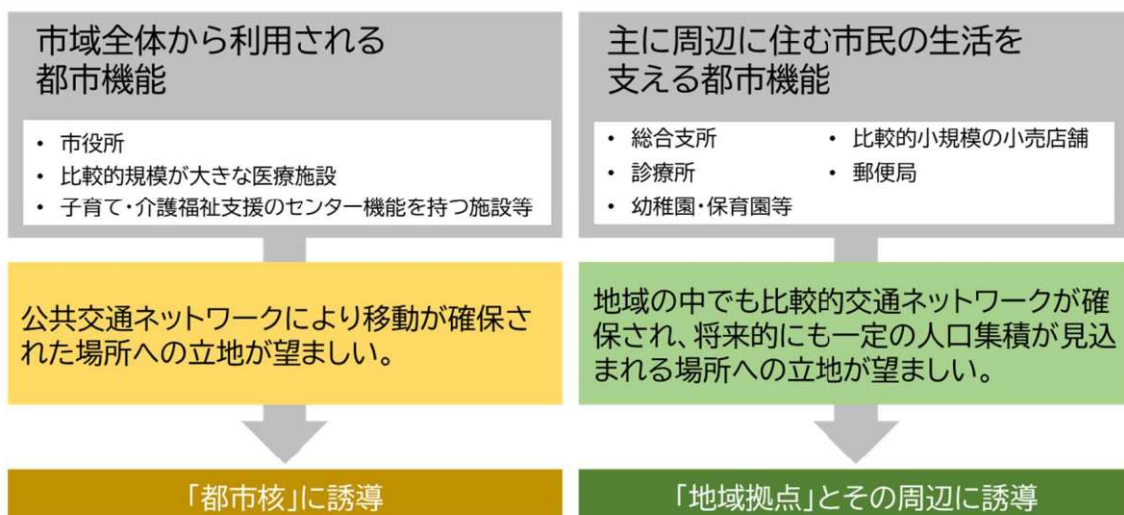


図 4-1 施設誘導の考え方

(2) 「都市機能誘導区域」の考え方

「都市機能誘導区域」は誘導施設の維持、集積を図ることで、生活を支えるサービスを提供する区域である。

都市機能誘導区域は多様な施設が立地・集積していることで、利用する市民が“そこに来れば様々な用事が済ませられる”場所になるだけでなく、さらに別の施設の呼び水となる。そのため、既に一定の施設が立地している場所に都市機能誘導区域を配置することにより、効果的な区域設定が可能である。

また、市域全体から利用できる機能を誘導することを考えると、自家用車以外の交通手段でアクセスすることができる場所に配置する必要がある。

以上のことから、本市においては「目指すべき都市の骨格構造」で示した「都市核」を中心に都市機能誘導区域を設定する。

「市域全体から利用される都市機能」については、「都市機能誘導区域に誘導する施設（誘導施設）の考え方」を踏まえ、「地域拠点」の役割も考慮しながら誘導する施設を区分し、「都市核」の特性に応じた都市機能の誘導を進める。

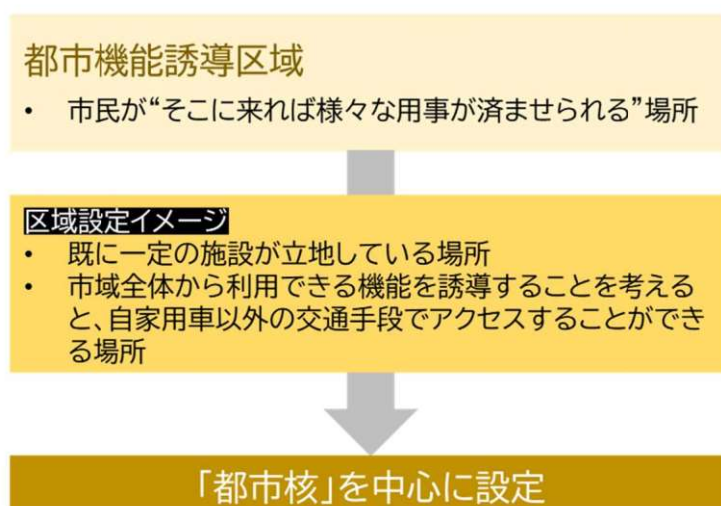


図 4-2 都市機能誘導区域の考え方

4-1-2 居住の誘導に向けた基本的な考え方

「居住誘導区域」は、人口が減少していく中でも一定の人口集積を維持することで、「都市機能誘導区域」内の機能の集積を支えるとともに、自家用車に頼りすぎないライフスタイルの“受け皿”にもなる区域である。

都市機能が集積する「都市機能誘導区域」の周辺あるいは公共交通等を利用して「都市機能誘導区域」まで移動できるのであれば、ある程度便利な暮らしが実現する。

一方、今後更なる人口減少・高齢化が進行していくなかでは、生活サービスをより効率的に提供していくことが必要である。生活サービスの“受け手”が近くに暮らしていることで効率的なサービス提供が可能となることを踏まえると、「都市機能誘導区域」周辺にできるだけ多くの人に住んでもらうことが必要である。

以上のことから「都市機能誘導区域」の周辺に加え、「都市機能誘導区域」に公共交通ネットワークにより比較的容易にアクセスできるエリアに居住を誘導し、人口の集積を維持・促進していくこととする。

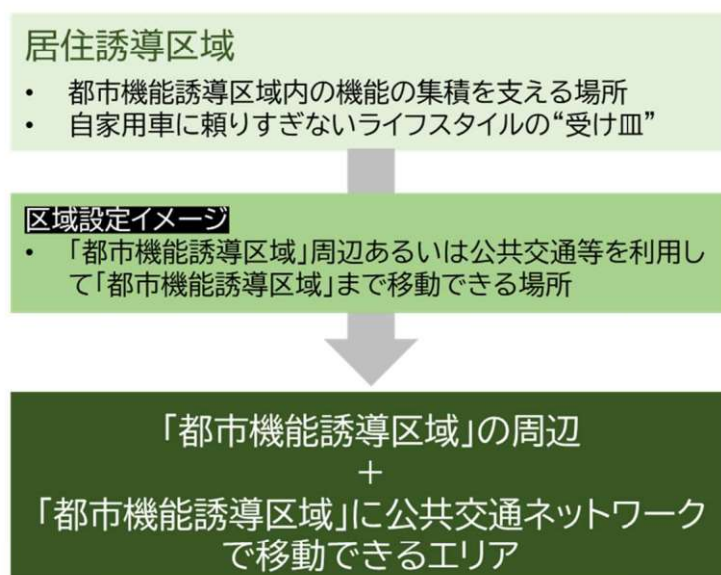


図 4-3 居住誘導区域の考え方

4-2 誘導区域の設定

4-2-1 誘導区域の考え方

(1) 都市機能誘導区域

「4-1-1 都市機能の誘導に向けた基本的な考え方」において示したとおり、本計画では目指すべき都市の骨格構造における「都市核」を中心に都市機能誘導区域を設定する。

「都市核」である国分地域の中心地は、合併前から周辺地域の発展をけん引してきた中心地であり、「国分中心市街地活性化基本計画」(平成11年3月)から「都市再生整備計画 霧島市国分中央地区(第4期)」(令和4年2月)に至るまで継続的、積極的にまちづくりを進めてきた経緯がある。

また同じく「都市核」である隼人地域の市街地についても、利便性が高く魅力ある市街地の創出を目標に「都市再生整備計画 隼人駅周辺地区」(令和2年3月)に基づきまちづくりを推進しており、都市機能誘導区域の設定に当たっては、こうした取組によるこれまでの蓄積の有効活用も念頭に検討する。

(2) 居住誘導区域

本市は6つの都市計画区域(国分・溝辺・横川・牧園・隼人・福山)を有している。すべての都市計画区域において、市街化区域(今後おおむね10年以内に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制する区域)を定めていないが、国分・溝辺・隼人の都市計画区域の一部で用途地域(将来のあるべき土地利用を実現するため、建築できる建物の種類、用途の制限を定めた地域)を定めている。

居住誘導区域は、市街化区域を定めている都市では市街化区域内で設定する必要があるが、前述の通り、本市では市街化区域を定めていない。

居住誘導区域は用途地域が指定されていない区域においても設定することが可能であるが、その場合は実際の土地利用の状況を踏まえて、適切な範囲で行うことが必要であり、地域の将来像を実現していくために、居住誘導区域の設定と併せて必要な土地利用のあり方についての検討(住居系の用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の土地利用規制の検討等)が必要である。

このため本市では、既に将来のあるべき土地利用のあり方について検討済みである用途地域の中で居住誘導区域を検討することとし、「4-1-2 居住の誘導に向けた基本的な考え方」で示したとおり、本計画では都市機能誘導区域の周辺に加え、都市機能誘導区域に公共交通ネットワークで移動できる区域に居住を誘導する。

また今後更に人口減少・少子高齢化が進行していくことを踏まえ、現在一定の人口密度が確保されている区域を対象に居住誘導区域を設定するとともに、人口密度が確保されている区域に隣接する基盤整備済みの区域も対象に居住誘導区域を設定する。

4-2-2 誘導区域の設定手順

「4-2-1 誘導区域の考え方」を踏まえ、都市機能誘導区域及び居住誘導区域は以下の手順で設定する。

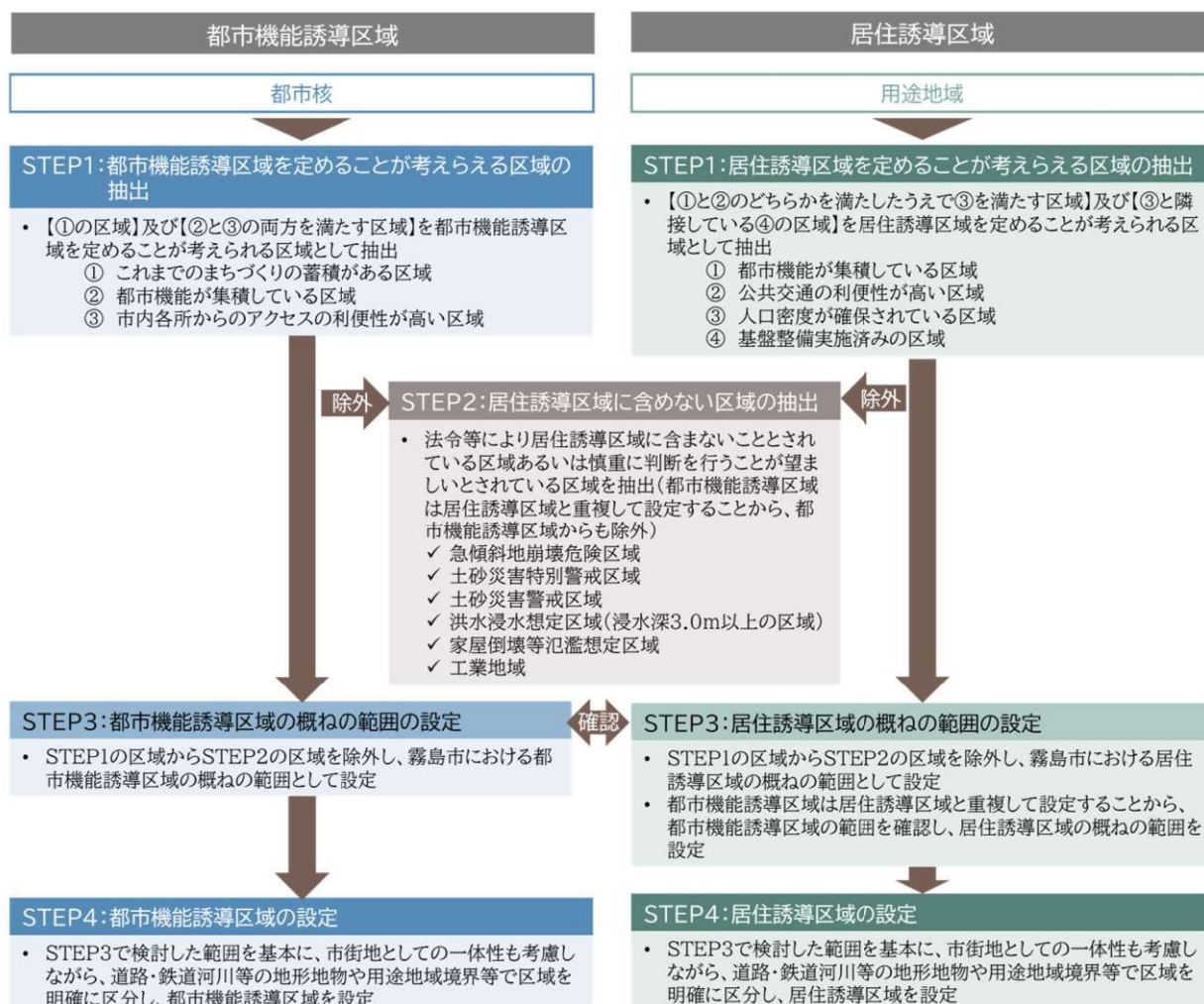


図 4-4 誘導区域設定フロー

4-2-3 都市機能誘導区域の検討

(1) STEP1：都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の抽出

「第12版 都市計画運用指針（令和5年7月 国土交通省）」（以下「都市計画運用指針」という。）では、都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域として、以下のような区域が例示されている。

表 4-1 都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域

都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

出典：第12版都市計画運用指針（令和5年7月 国土交通省）

都市計画運用指針の例示を参考に、本市における都市機能誘導区域の設定要件は、「①これまでのまちづくりの蓄積がある区域」、または「②都市機能が集積している区域」かつ「③市内各所からのアクセスの利便性が高い区域」を「都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域」とした。

表 4-2 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の考え方

都市計画運用指針における例示	本市における考え方（都市機能誘導区域の設定要件）
都市機能が一定程度充実している区域	【①これまでのまちづくりの蓄積がある区域】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国分地域の市街地は、合併前から周辺地域の発展をけん引してきた中心地であり、「国分中心市街地活性化基本計画」から「都市再生整備計画 霧島市国分中央地区（第4期）」に至るまで継続的、積極的にまちづくりを進めてきた経緯があることから、「中心市街地活性化基本計画」を都市機能誘導区域に含めることとする。 ■ 隼人地域の市街地についても、利便性が高く魅力ある隼人地域の市街地の創出を目標に、「都市再生整備計画 隼人駅周辺地区」を策定しており、都市機能誘導区域に含めることとする。
	【②都市機能が集積している区域】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 都市の中心部として、商業、医療、福祉等の都市機能を誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図るため、都市機能^{※1}が徒歩圏^{※2}内に全て含まれる区域を設定する。 <p>※1 行政施設、商業施設、医療施設、金融施設、通所系高齢者福祉施設、子育て支援施設</p> <p>※2 半径 800m、通所系高齢者福祉施設は半径 500m</p>
周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域	【③市内各所からのアクセスの利便性が高い区域】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の都市核として、重要な都市機能を集積させた拠点へ市内からアクセスしやすい鉄道駅、バス停を有する区域を都市機能誘導区域に含める。 ■ 市内各所からのアクセスの利便性が高い区域として、運行頻度の高い^{※3}「鉄道駅およびバス停の徒歩圏^{※4}」を設定する。 <p>※3 1日 20本以上</p> <p>※4 鉄道駅半径 800m/バス停半径 300m</p>

1) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の検討

① これまでのまちづくりの蓄積がある区域（図4-5）

国分地域については、「国分中心市街地活性化基本計画」から「都市再生整備計画 霧島市国分中央地区（第4期）」まで、本市の都市核として継続的にまちづくりを進めてきた経緯を踏まえ、これまでのすべての計画において計画区域となっているエリアを都市機能誘導区域に含めることとする。

隼人地域については、本市の都市核として利便性が高く魅力ある隼人地域の市街地の創出を目標に「都市再生整備計画 隼人駅周辺地区」に基づくまちづくりを推進していることを踏まえ、都市再生整備計画区域を都市機能誘導区域に含めることとする。

② 都市機能が集積している区域

都市の中心部として、商業、医療、福祉等の都市機能を誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図るため、都市機能（行政施設、商業施設、医療施設、金融施設、通所系高齢者福祉施設、子育て支援施設）が徒歩圏内（半径 800m、通所系高齢者福祉施設は半径 500m）に全て含まれる区域を設定する。

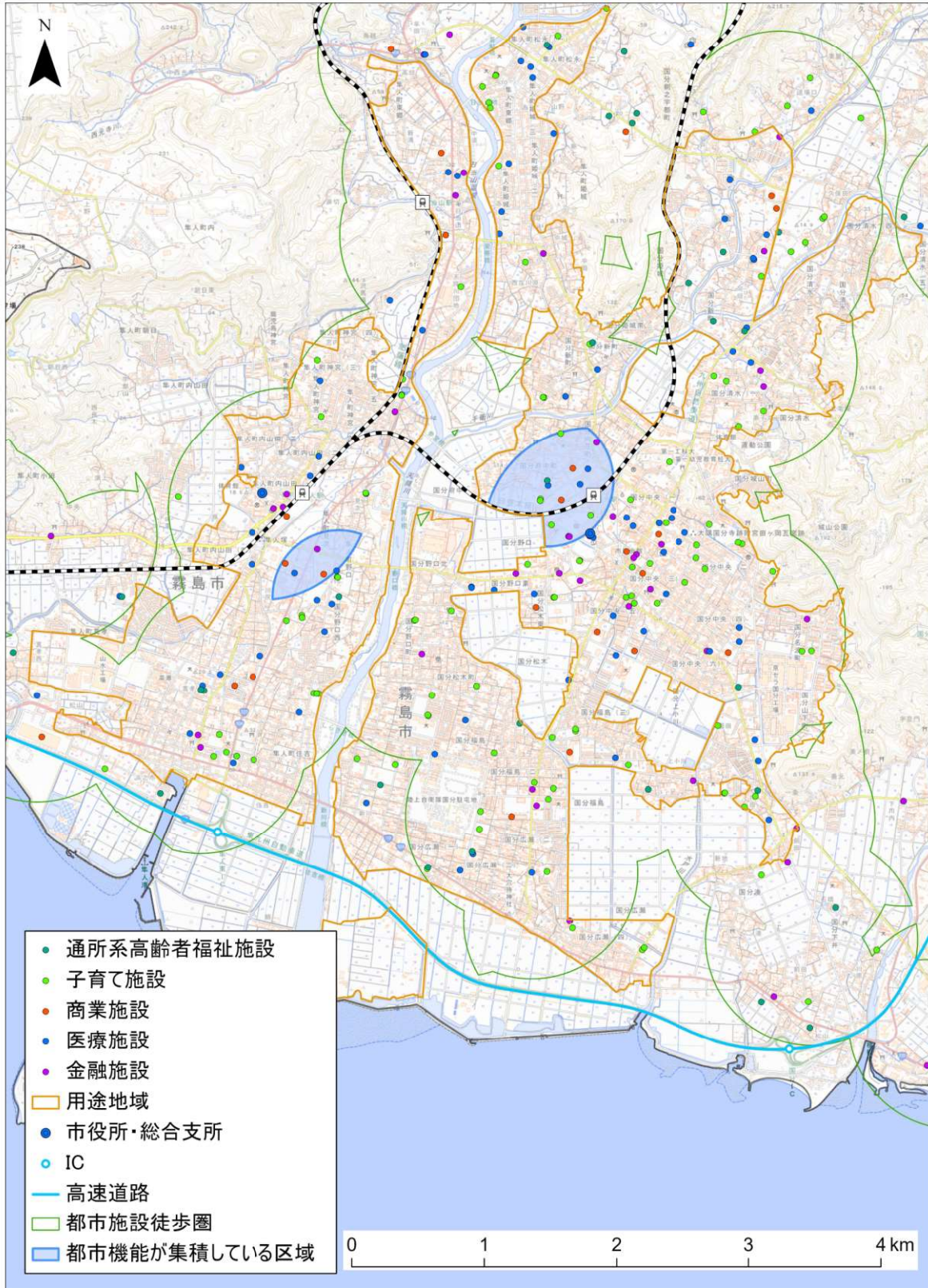


図 4-6 都市機能が集積している区域

③ 市内各所からのアクセスの利便性が高い区域

本市の都市核として、重要な都市機能が集積している拠点へ市内からアクセスしやすい鉄道駅、バス停を有する区域を都市機能誘導区域に含める。

公共交通の利便性が高い区域として、運行頻度が1日20本以上のバス停留所（徒歩圏300m）、鉄道駅（徒歩圏800m）の範囲を設定する。



図 4-7 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

2) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

1)での検討結果より、「①これまでのまちづくりの蓄積がある区域」、または「②都市機能が集積している区域」かつ「③市内各所からのアクセスの利便性が高い区域」を「都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域」として抽出する。

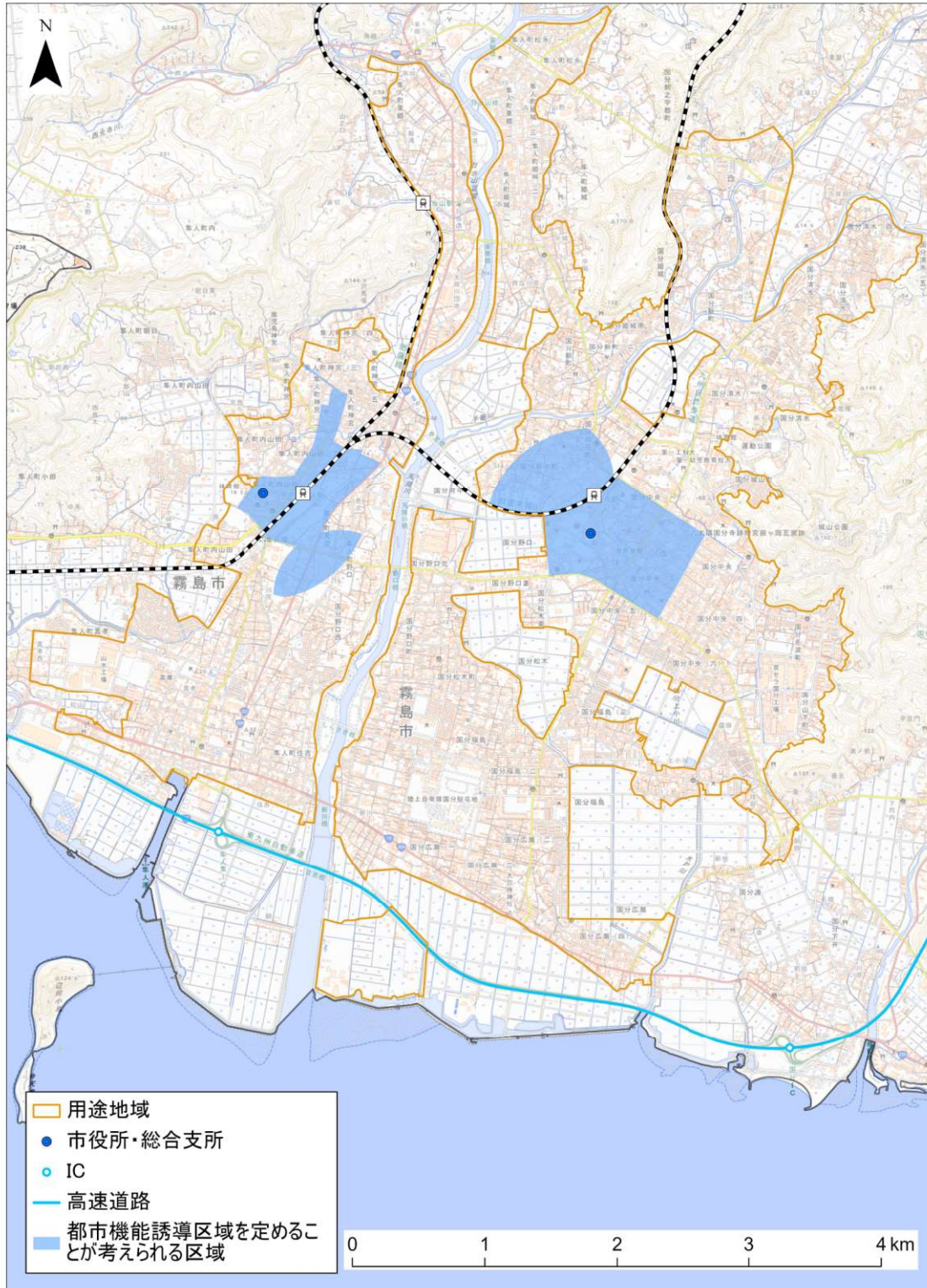


図 4-8 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

(2) STEP2：都市機能誘導区域に含めない区域の抽出

都市機能誘導区域は原則として居住誘導区域に重複して設定する必要があることから、居住誘導区域に含めない区域は都市機能誘導区域にも含めないこととする。

居住誘導区域に含めない区域については、41 ページ「4-2-4 (2) STEP2：居住誘導区域に含めない区域」において検討した。

(3) STEP3：都市機能誘導区域の概ねの範囲の設定

STEP 1～2の結果から、本市における「都市機能誘導区域の概ねの範囲」を設定する。

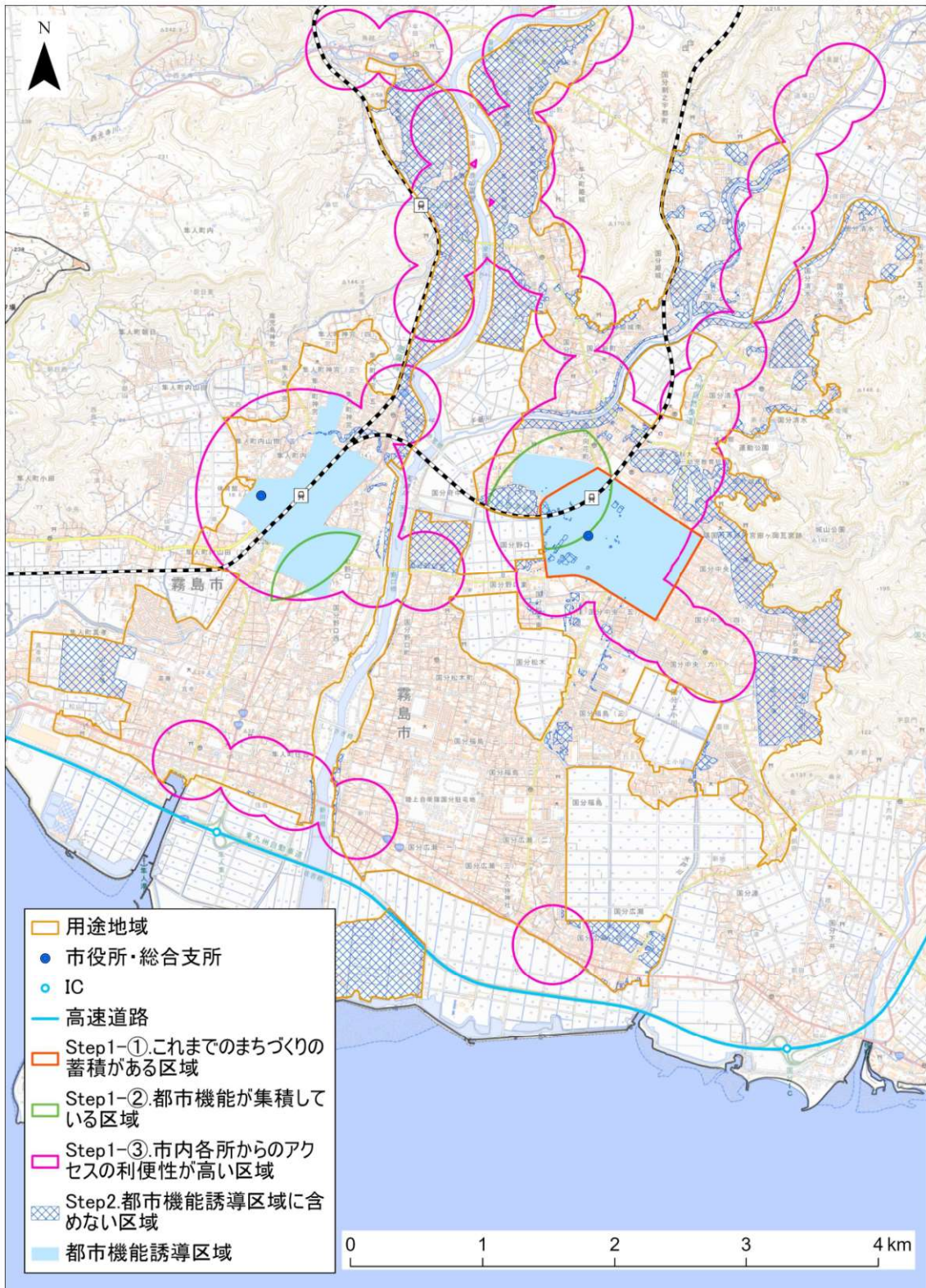


図 4-9 都市機能誘導区域の設定経緯 (STEP 1～2)

(4) STEP4：都市機能誘導区域の設定

(1)～(3)の結果を踏まえたうえで、道路、鉄道、河川等の地形地物や用途地域界に沿って区域の境界を設定し、以下のとおり都市機能誘導区域を設定した。

なお、都市機能誘導区域の面積は165.7haで、用途地域に占める割合は7.5%である。

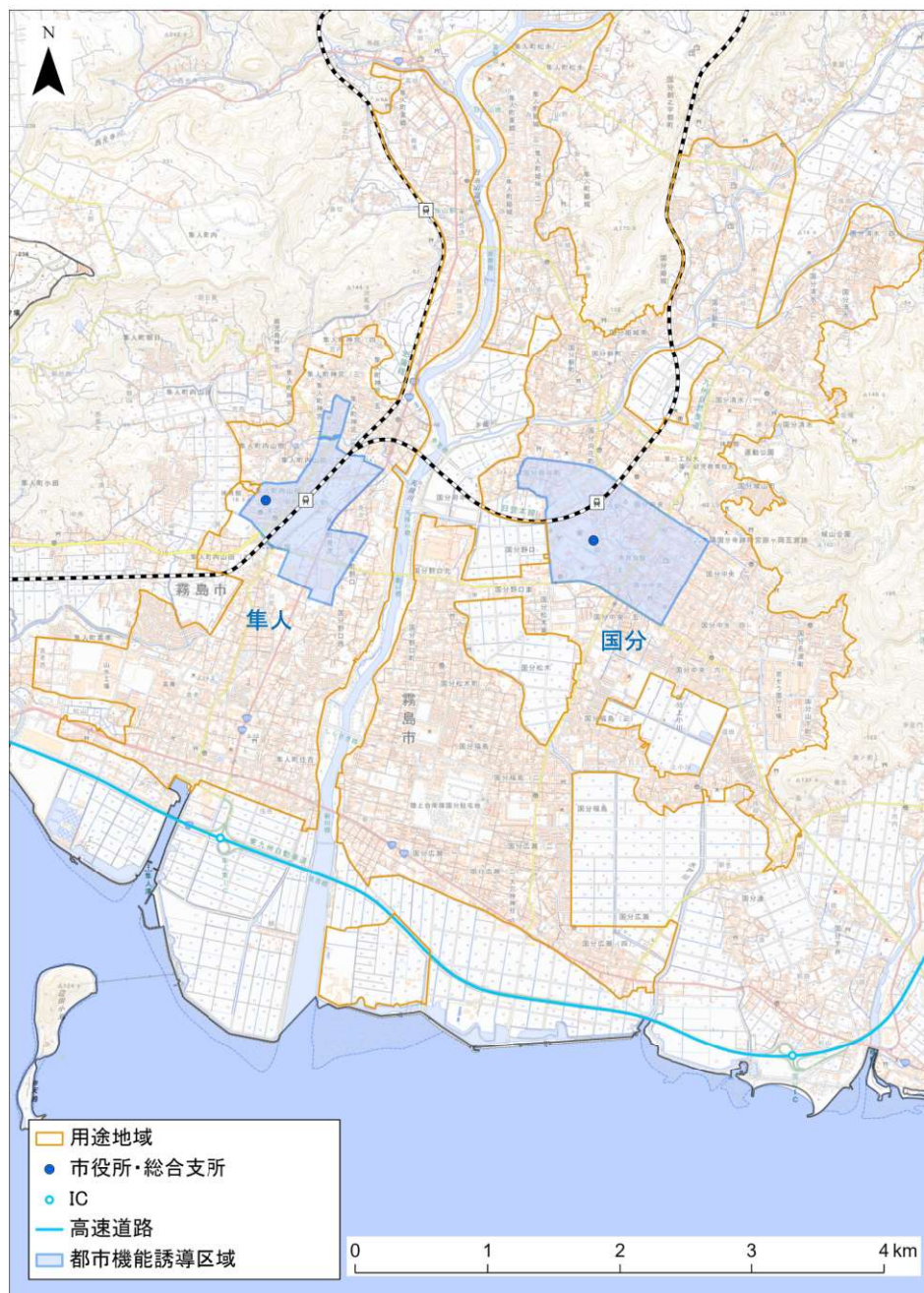


図 4-10 都市機能誘導区域

表 4-3 都市機能誘導区域面積

区域	面積 (ha)	割合 (%)
用途地域	2,220.4	—
都市機能誘導区域	165.7	7.5
都市機能誘導区域 (国分) (図4-11)	96.9	4.4
都市機能誘導区域 (隼人) (図4-12)	68.8	3.1

※面積はGIS計測値

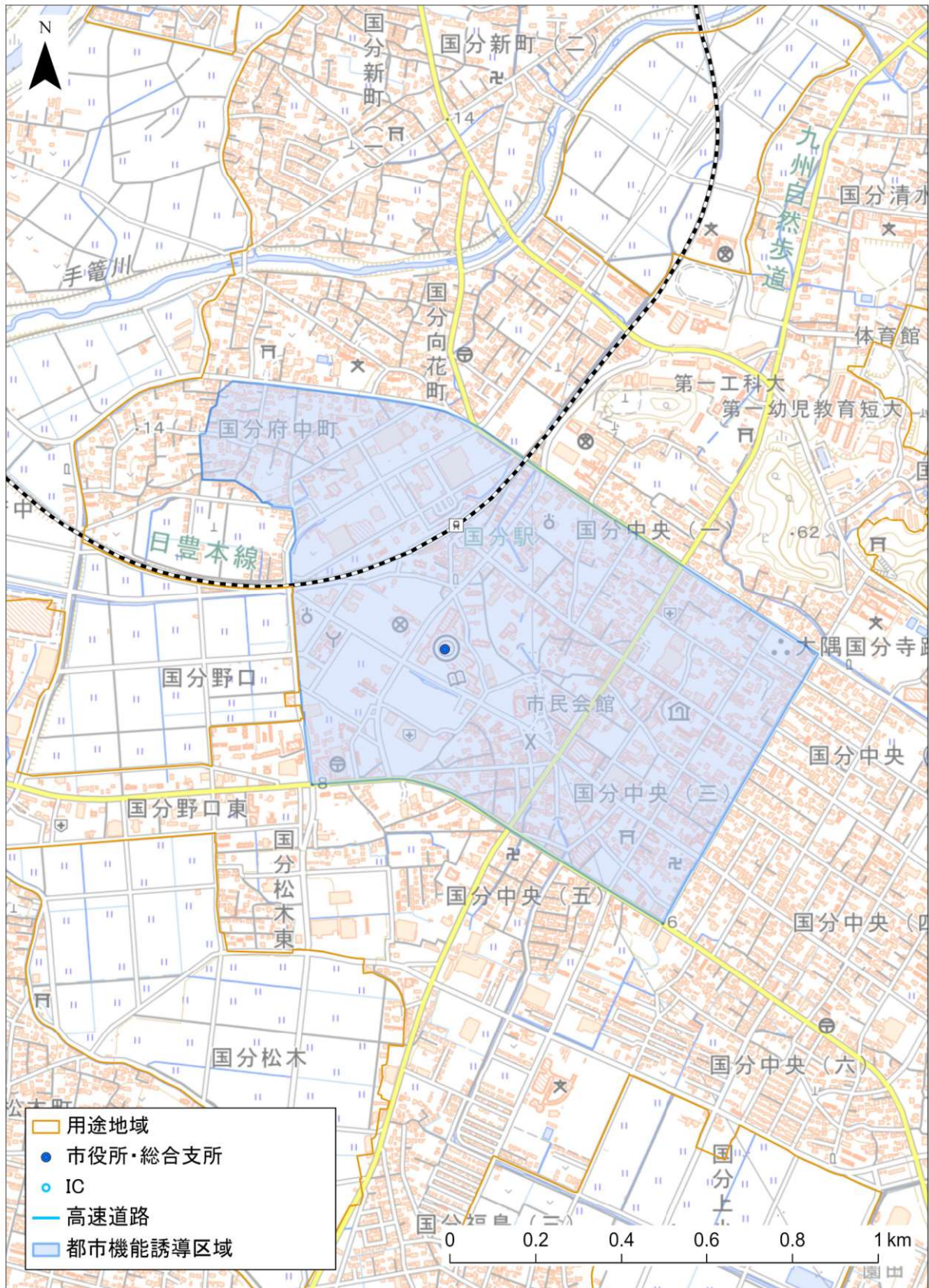


図 4-11 都市機能誘導区域 (国分)



図 4-12 都市機能誘導区域 (隼人)

4-2-4 居住誘導区域の検討

(1) STEP1：居住誘導区域を定めることが考えられる区域の抽出

都市計画運用指針では、「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」として次のような区域が例示されている。

表 4-4 居住誘導区域に定めることが考えられる区域

ア	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
イ	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
ウ	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典：第12版都市計画運用指針 P39（令和5年7月 国土交通省）

都市計画運用指針において例示されている「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」を参考に、本市における居住誘導区域設定の考え方（居住誘導区域の設定要件）を表4-5のとおり整理した。

本市では、「①都市機能が集積している区域」、「②公共交通の利便性が高い区域」のどちらかを満たし、かつ「③人口密度が確保されている区域」を満たす区域を「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」とした。

また、「③人口密度が確保されている区域」に隣接する「④基盤整備実施済みの区域」を、前述の区域に加えて「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」とした。

表 4-5 居住誘導区域を定めることが考えられる区域の考え方

都市計画運用指針における例示	本市における考え方（居住誘導区域を定められることが考えられる設定要件）
ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域	<p>【① 都市機能が集積している区域】</p> <p>将来にわたって生活サービスを維持していくことから、日常生活の利便性が比較的高い区域として、住民アンケート結果を参考に日常生活での利用が多い生活サービス施設※¹が徒歩圏※²内に2施設以上含まれる区域を設定する。</p> <p>※1 医療施設・商業施設・金融施設 ※2 半径800m</p>
イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	<p>【② 公共交通の利便性が高い区域】</p> <p>自家用車に依存せず、多様な交通手段により移動しやすい環境づくりを実現するため、路線バス等の公共交通により、都市の中心拠点へのアクセスが可能な区域として、運行頻度の高い※³「鉄道駅およびバス停の徒歩圏※⁴」を設定する。</p> <p>※3 1日20本以上 ※4 鉄道駅半径800m/バス停半径300m</p>
ウ 合併前の旧市町の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域	<p>【③人口密度が確保されている区域】</p> <p>将来にわたって一定の人口密度を維持することで、生活サービスや地域コミュニティを確保するため、用途地域内の人口集中地区（D I D）を対象区域として設定する。</p> <p>【（③と隣接している）④基盤整備実施済みの区域】</p> <p>土地区画整理事業を実施した区域では、基盤整備が行われ既に宅地化が進行している。人口集中地区（D I D）と隣接している土地区画整理事業実施済みの区域は、一定程度の人口が集積していることから、対象区域として設定する。</p>

1) 居住誘導区域に定めることが考えられる区域の検討

① 都市機能が集積している区域

市民が日常生活で特に必要と考える都市機能が集積している区域として、住民アンケート結果を参考に、商業施設、医療施設、金融施設の3種類の生活サービス施設が徒歩圏内（半径 800m）に2施設以上含まれる区域を設定する。

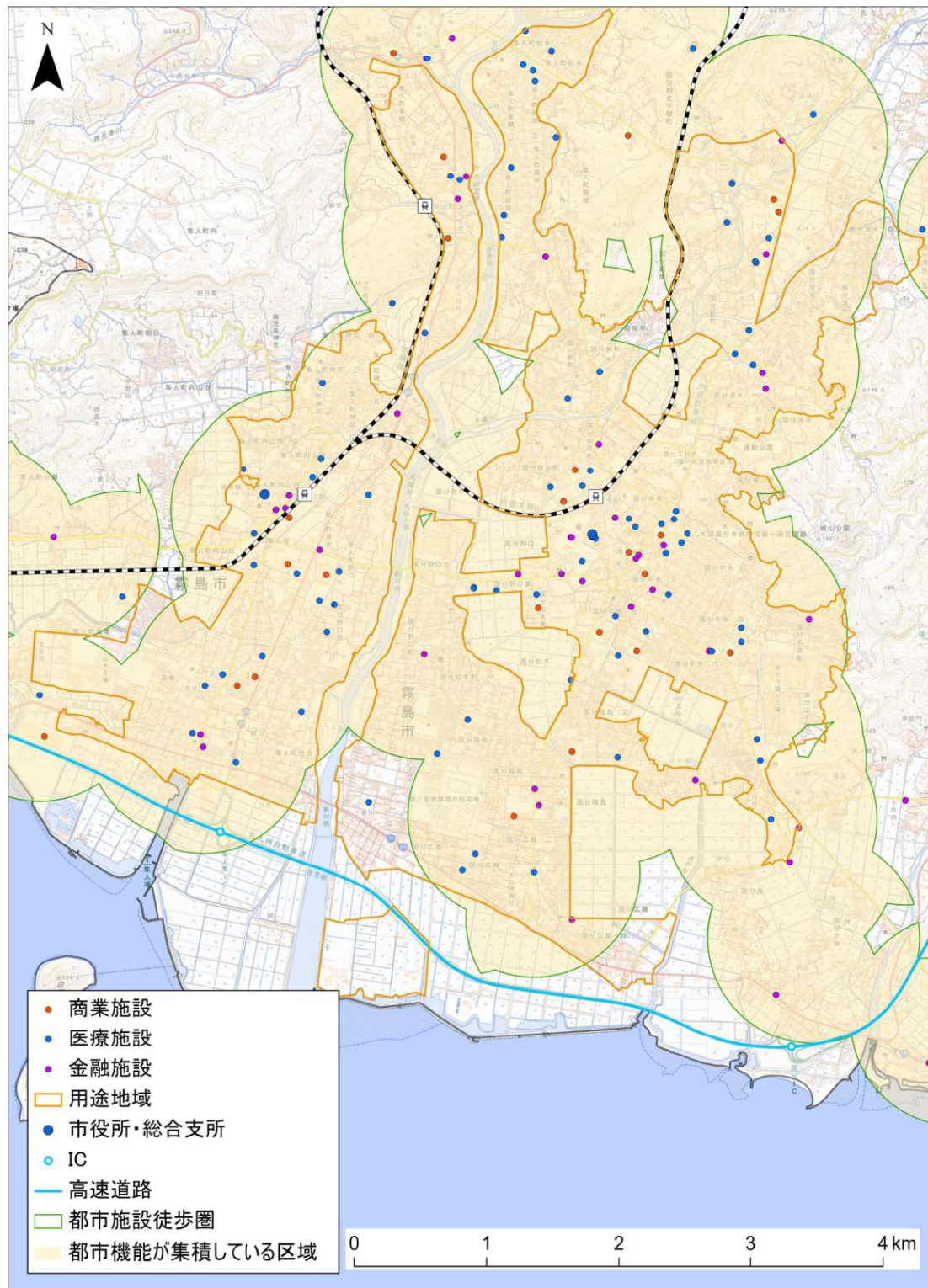


図 4-13 都市機能が集積している区域

② 公共交通の利便性が高い区域

公共交通の利便性が高い区域として、運行頻度が1日 20 本以上のバス停留所（徒歩圏 300m）、鉄道駅（徒歩圏 800m）の範囲を設定する。

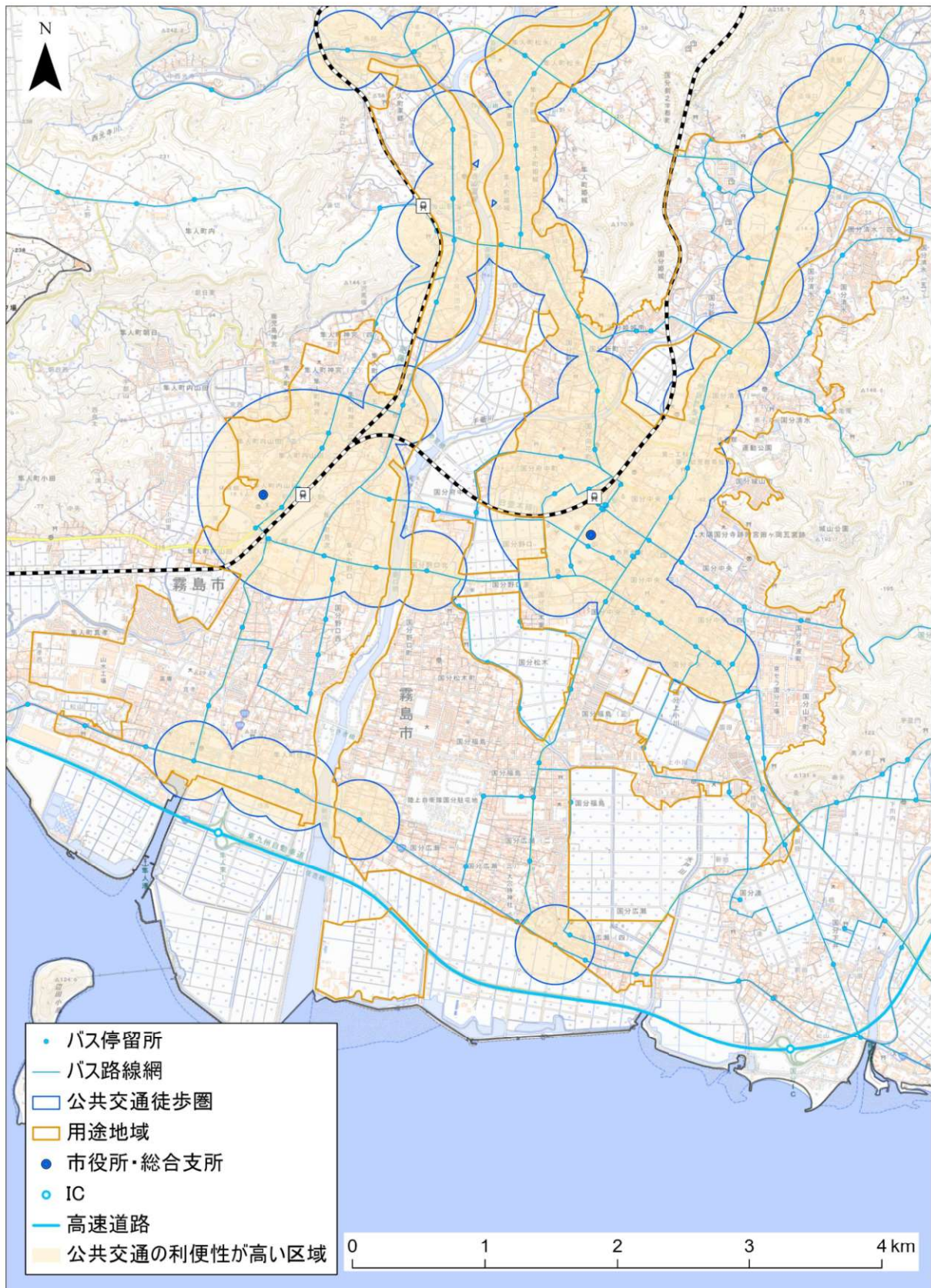


図 4-14 公共交通の利便性が高い区域

③ 人口密度が確保されている区域

人口密度が確保されている区域として、令和2年度の人口集中地区（DID）を設定する。

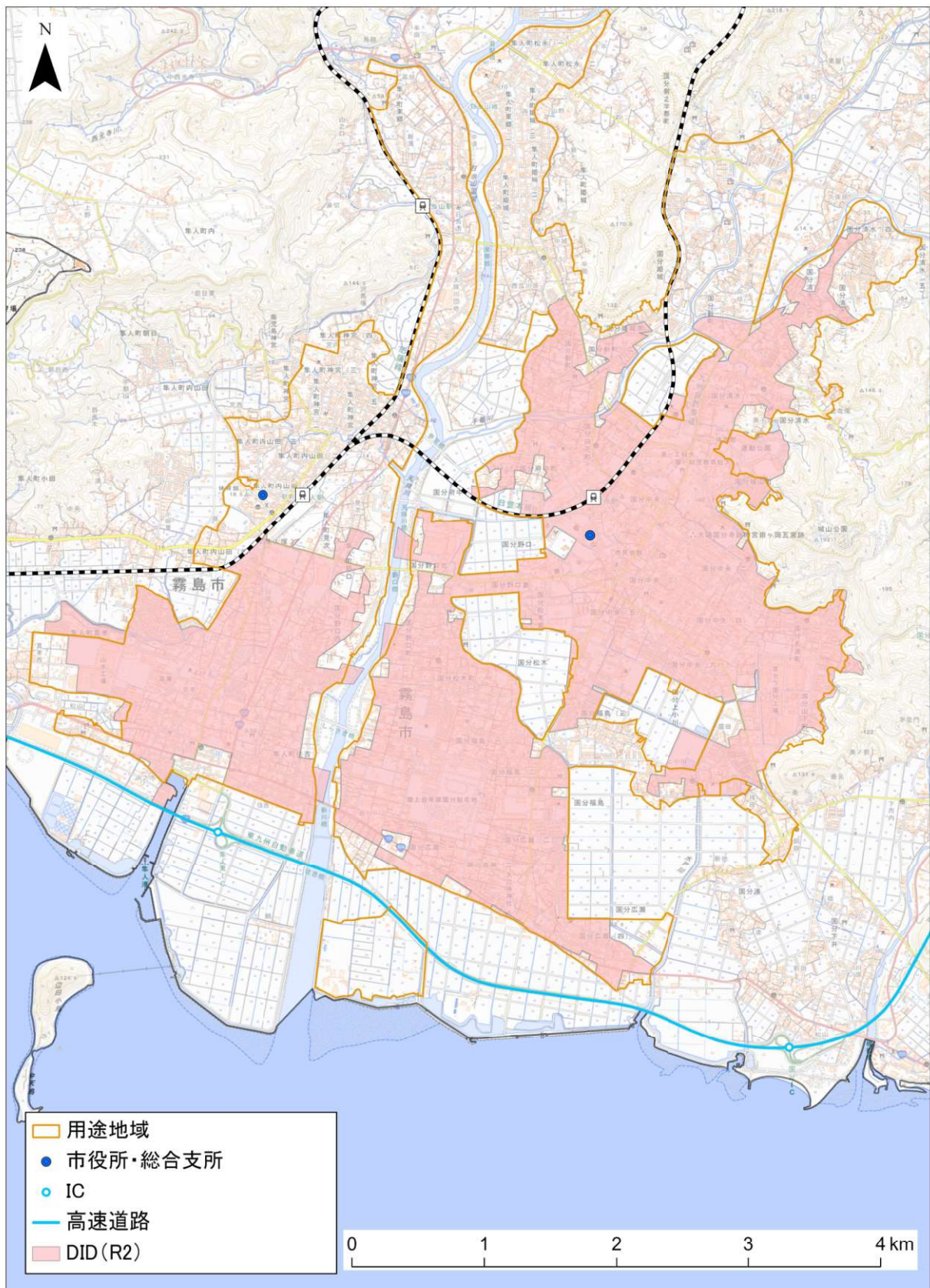


図 4-15 人口密度が確保されている区域

④ 基盤整備実施済みの区域

これまでに土地区画整理事業を実施し、居住環境の整備を行ってきた区域のうち、人口集中地区（D I D）に隣接する区域を、居住誘導区域を定めることが考えられる区域として設定する。



図 4-16 土地区画整理事業区域

2) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

1)を踏まえ、「①都市機能が集積している区域」あるいは「②公共交通の利便性の高い区域」のどちらかを満たし、かつ「③人口密度が確保されている区域」を満たす区域に、「③人口密度が確保されている区域」と隣接する「④土地区画整理事業」を加えた区域を、「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」として設定する。

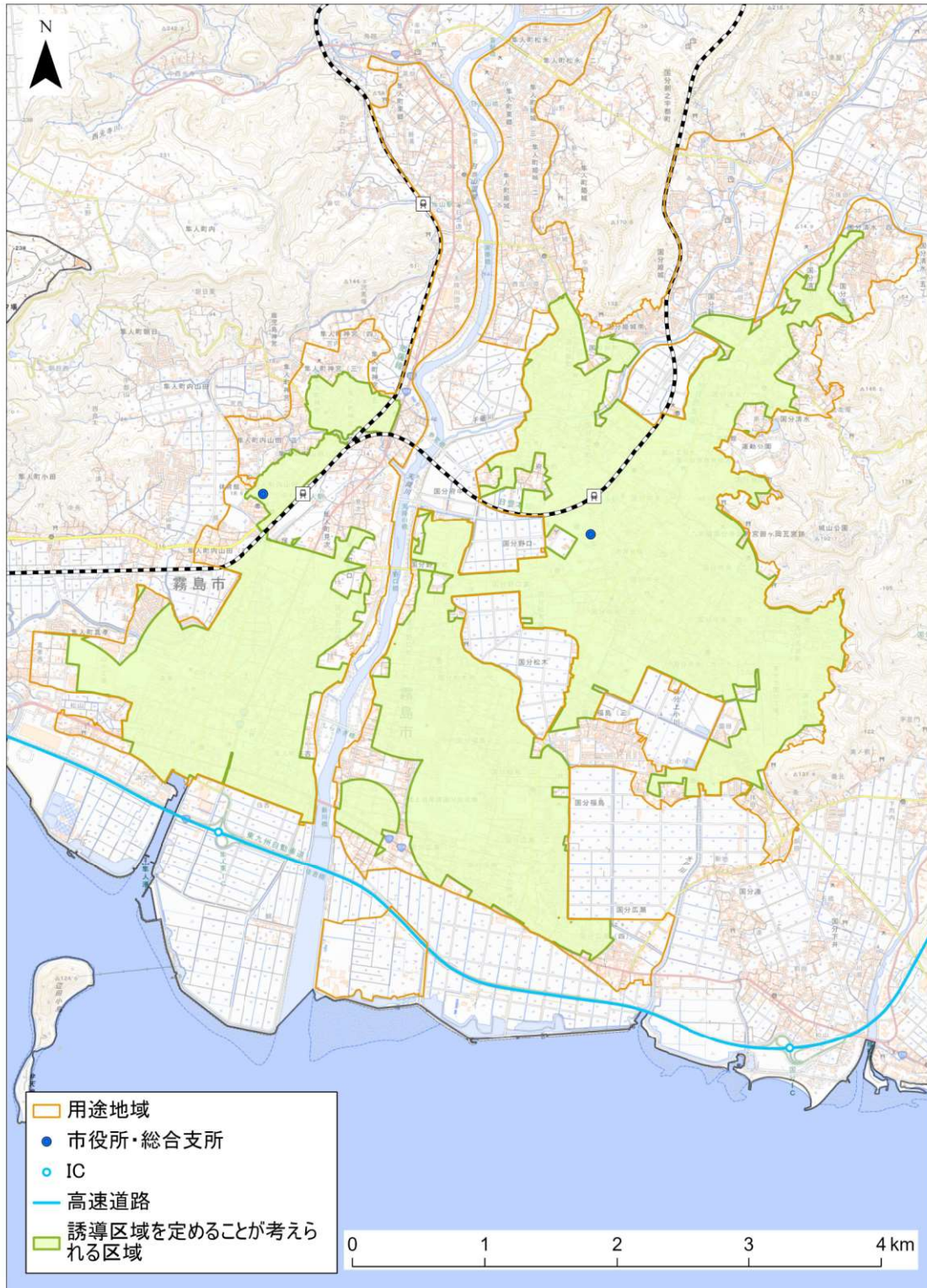


図 4-17 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

(2) STEP2：居住誘導区域に含めない区域の抽出

都市計画運用指針を踏まえ、本市の居住誘導区域に含めない区域について整理したうえで居住誘導区域から除外する。

1) 居住誘導区域に含めない区域

都市計画運用指針において、「居住誘導区域に含まないこととされている区域等」として以下が挙げられている。

表 4-6 居住誘導区域に含めない区域

<p>①居住誘導区域に含まないこととされる区域</p>	<p>ア 都市計画法に規定する市街化調整区域 イ 建築基準法に規定する災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ウ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域 エ 自然公園法に規定する特別地域、森林法の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区、森林法により告示・指定された保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区 オ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域 カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域 キ 土砂災害特別警戒区域 ク 特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域</p>
<p>②原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p>	<p>ア 津波災害特別警戒区域 イ 災害危険区域（①イに掲げる区域を除く。）</p>
<p>③居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p>	<p>ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域 イ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域 ウ 水防法に規定する浸水想定区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域</p>
<p>④居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域</p>	<p>ア 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 イ 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域</p>

第12版都市計画運用指針 P39（令和5年7月 国土交通省）に基づき作成

① 居住誘導区域に含まないこととされる区域の取扱い

以下の区域は、都市計画運用指針にて「居住誘導区域に含まないこと」と示されており、本市においても居住誘導区域に含めないこととする。

表 4-7 居住機能誘導区域に含まないこととされる区域の考え方

区域	本市における方針
市街化調整区域	該当なし
災害危険区域のうち、住居用建築物の建築が禁止されている区域	居住誘導区域に含めない ※災害危険区域は急傾斜地崩壊危険区域である（昭和 46 年鹿児島県条例第 33 号）。急傾斜地崩壊危険区域には、原則として住居用建築物を建築できない
農業振興地域農用地区域	用途地域内の指定なし
自然公園特別地域	用途地域内の指定なし
保安林	用途地域内の指定なし
原生自然環境保全地域	該当なし
地すべり防止区域	用途地域内の指定なし
急傾斜地崩壊危険区域	居住誘導区域に含めない
土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含めない
浸水被害防止区域	該当なし

② 原則として居住機能誘導区域に含まないこととすべき区域

以下の区域は、都市計画運用指針にて「原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域」と示されており、本市においても居住誘導区域に含めないこととする。

表 4-8 原則として居住機能誘導区域に含まないこととすべき区域の考え方

区域	本市における方針
津波災害特別警戒区域	該当なし
災害危険区域	居住誘導区域に含めない ※災害危険区域は急傾斜地崩壊危険区域である（昭和 46 年鹿児島県条例第 33 号）

③ 居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

以下の区域は、都市計画運用指針にて「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこと」と例示されている。

表 4-9 居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

区域	本市における方針
土砂災害警戒区域	居住誘導区域に含めない
津波災害警戒区域	該当なし ※本市では鹿児島県による津波災害警戒区域の指定はないものの、津波浸水想定区域を居住誘導区域から除外する
浸水想定区域	洪水浸水想定区域のうち、浸水深 3.0m以上の区域は居住誘導区域に含めない 家屋倒壊氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）は居住誘導区域に含めない

本市では、洪水浸水想定区域については、想定最大規模（L2）を対象に検討する。

洪水浸水想定区域については、区域内に居住や都市機能が集積する場所も含まれることを考慮し、災害リスク情報の周知をはじめとして、防災対策の充実を図ることを条件に居住誘導区域に含めることとする。このうち、浸水深 3.0m以上では1階部分が水没し、2階以上への垂直避難も困難となることから、浸水深 3.0m以上の区域は居住誘導区域に含めないこととする。

また、洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）」についても、居住誘導区域に含めないこととする。

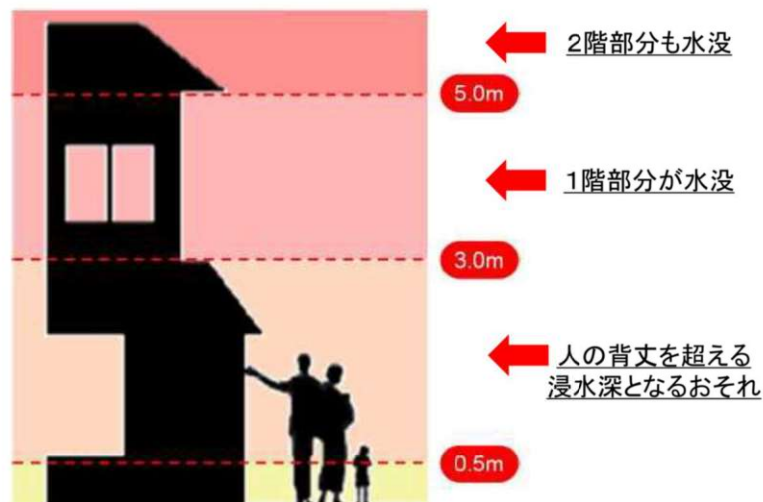


図 4-18 浸水深と人的被害のリスク

出典：立地適正化計画作成の手引き P145（令和5年3月 国土交通省）

④ 居住機能誘導区域に含めることについて慎重な判断を行う区域

以下の区域は、都市計画運用指針にて「居住誘導区域に含めることについては慎重な判断を行うことが望ましい」と示されている。本市では工業地域を居住誘導区域に含めないこととする。

表 4-10 居住機能誘導区域に含めることについて慎重な判断を行う区域の考え方

区域	本市における方針
工業系用途地域	工業地域は居住誘導区域に含めない
特別用途地区	該当なし
地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域	該当なし

2) 居住誘導区域に含めない区域

1)を踏まえ、居住誘導区域に含めない区域を以下に示す。

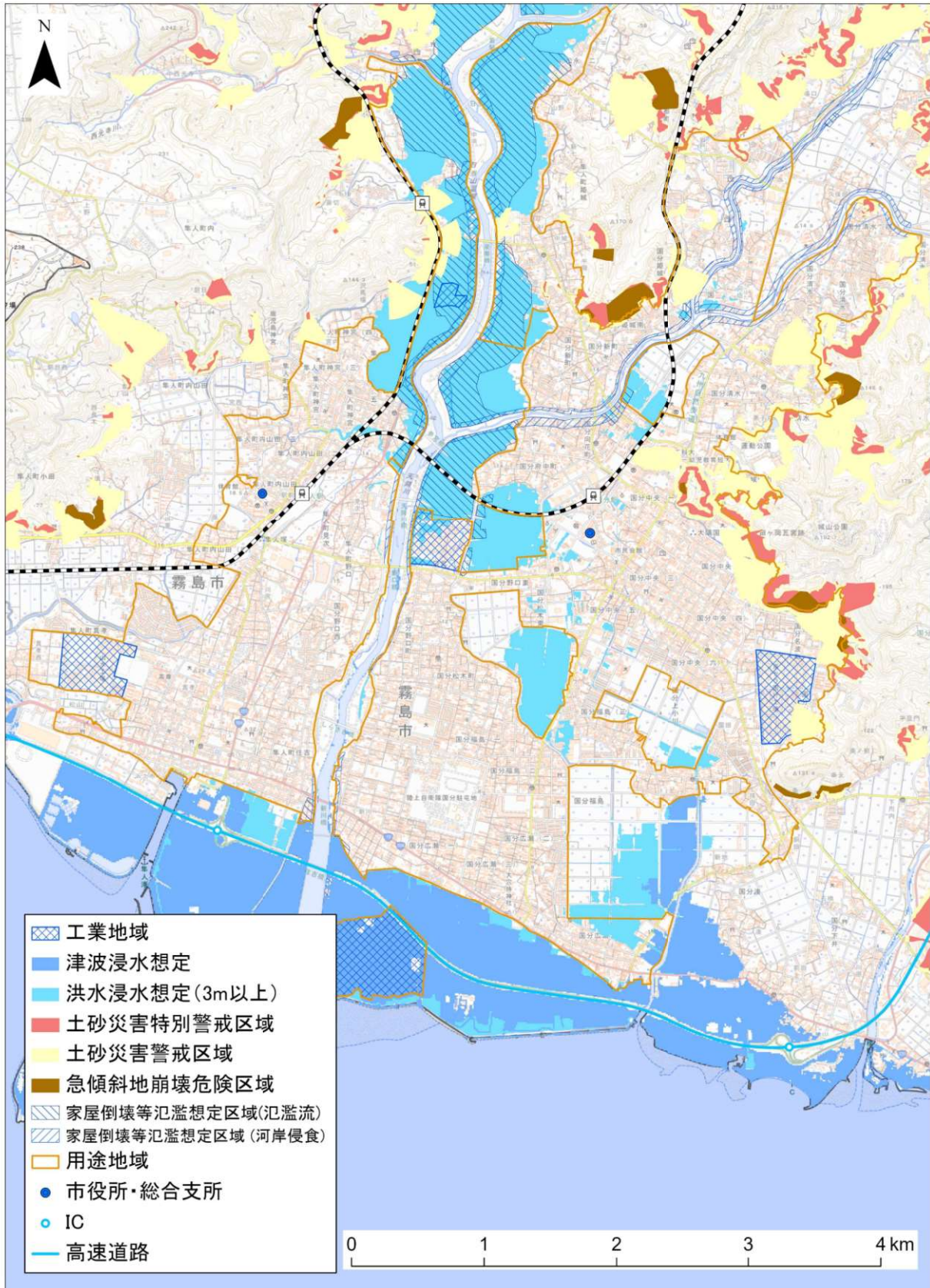


図 4-19 居住誘導区域に含めない区域（種類別）

居住誘導区域は用途地域内に定めるとしていることから、用途地域内で居住誘導区域に含めない区域を以下に示す。

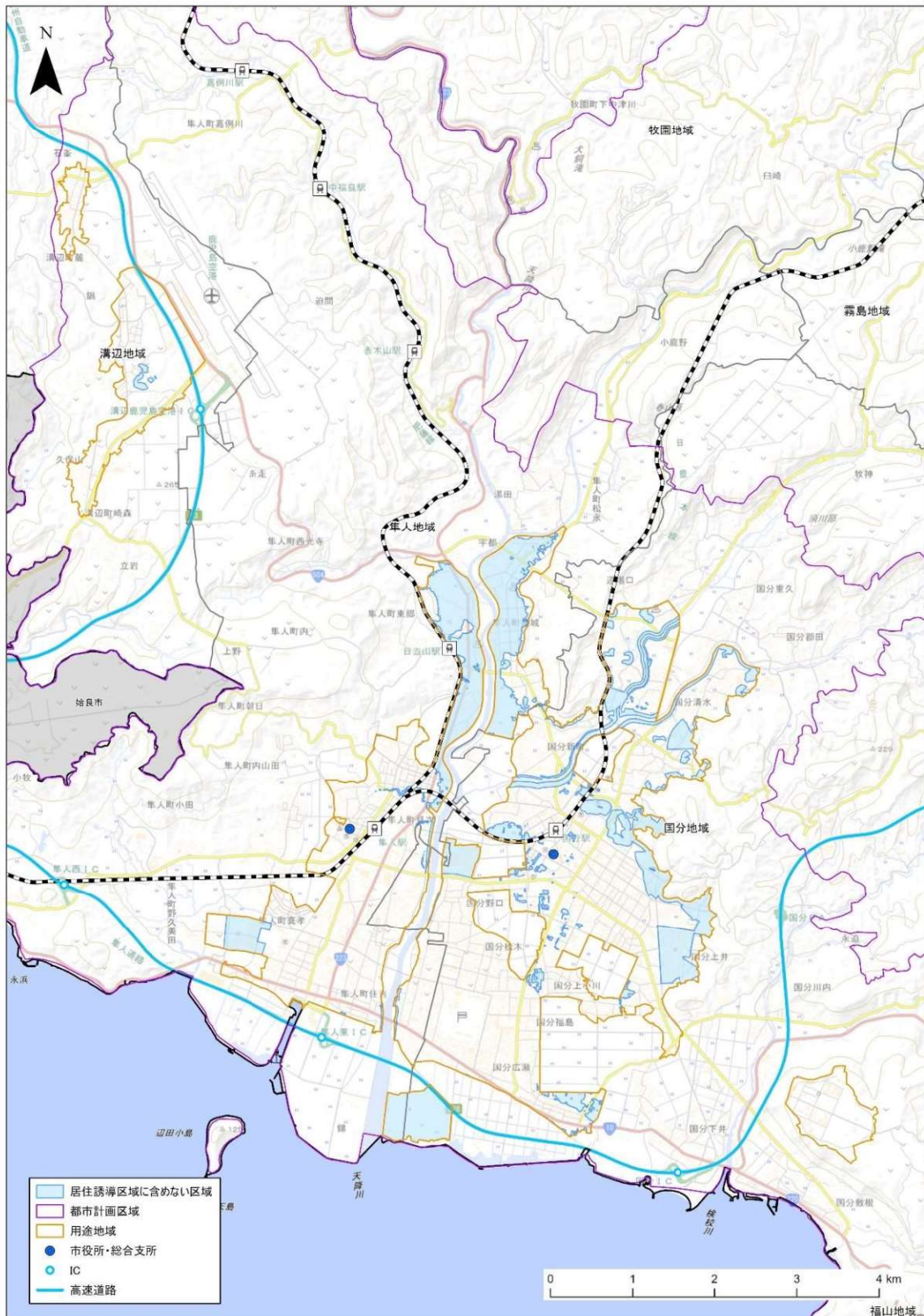


図 4-20 居住誘導区域に含めない区域（用途地域内）

(3) STEP3：居住誘導区域の概ねの範囲の設定

先に検討した都市機能誘導区域は、都市機能が集積する生活しやすい場所であること、都市機能誘導区域は居住誘導区域と重複して設定することから、「都市機能誘導区域」の範囲を確認する。

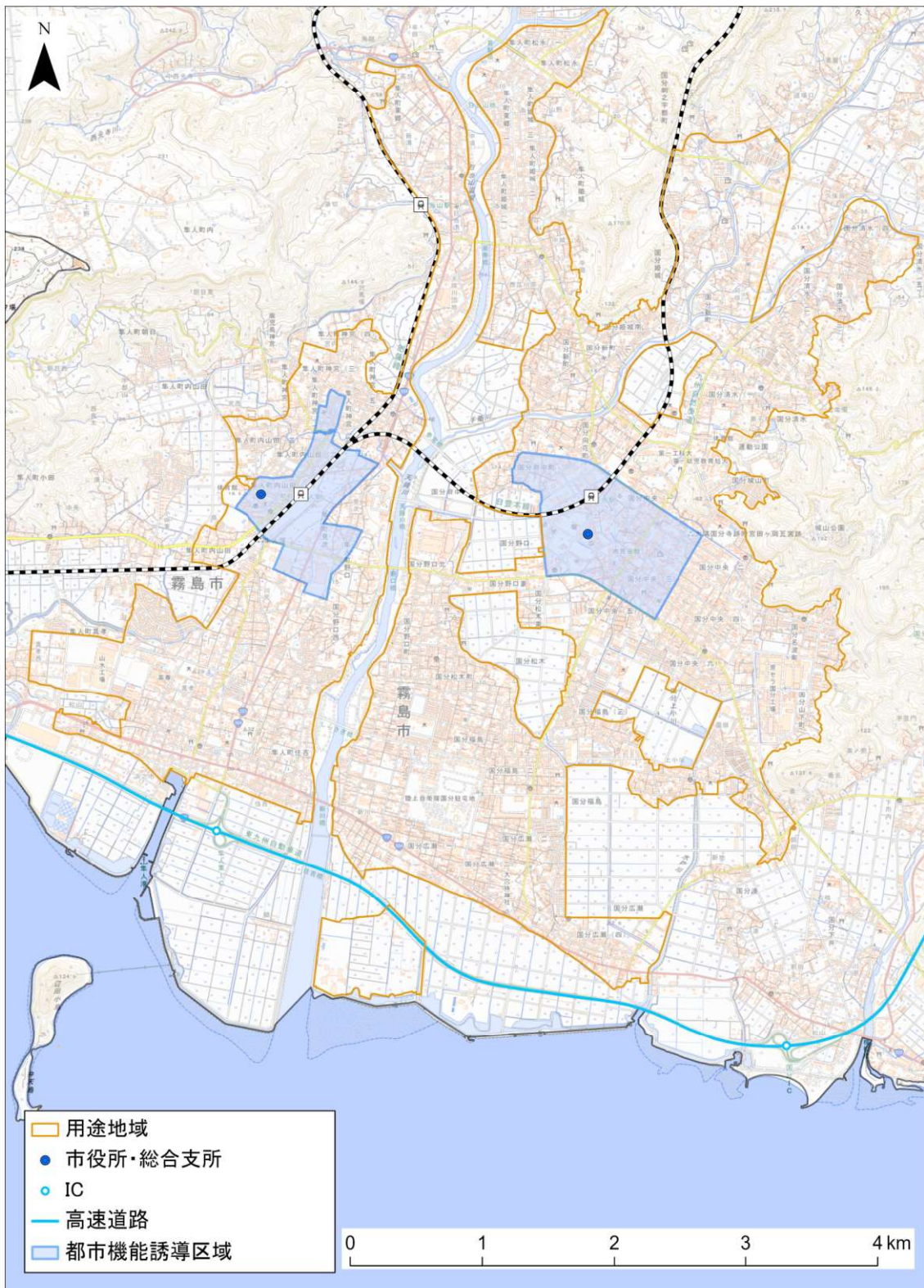


図 4-21 都市機能誘導区域

STEP 1～2 及び都市機能誘導区域の確認結果を踏まえ、本市における「居住誘導区域の概ねの範囲」を設定する。

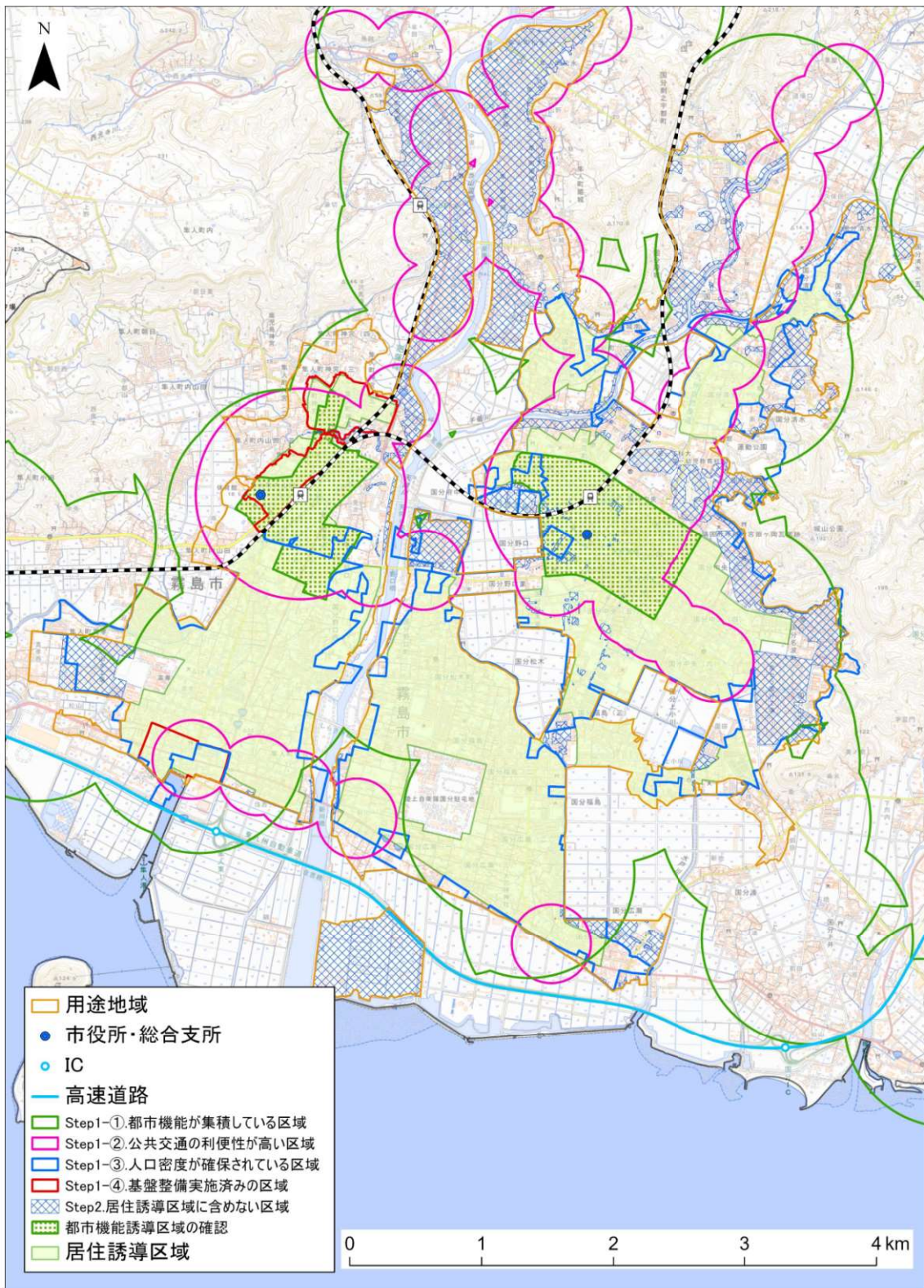


図 4-22 居住誘導区域の設定経緯 (STEP 1～2 と都市機能誘導区域)

(4) STEP4：居住誘導区域の設定

(3)の概ねの範囲について、以下のような点を踏まえて区域を明確に区分し、居住誘導区域を設定した(図4-23)。

- ・ 道路、鉄道、河川等の地形地物や用途地域界に沿って区域の境界を設定
- ・ 自衛隊や高等専門学校の用地を居住誘導区域から除外
- ・ 概ねの居住誘導区域の境界付近で開発が行われているエリアなど、将来的に居住誘導区域と同様の土地利用が想定されるエリアを居住誘導区域として設定

居住誘導区域の面積は930.6haで、用途地域に占める割合は41.9%である(表4-11)。



図 4-23 居住誘導区域

表 4-11 居住誘導区域面積

区域	面積 (ha)	割合 (%)
用途地域	2,220.4	—
居住誘導区域	930.6	41.9

※居住誘導区域面積は GIS 計測値

4-3 誘導施設の検討

4-3-1 施設誘導の考え方

「4-1-1 都市機能の誘導に向けた基本的な考え方」において示したとおり、「誘導施設」として都市機能誘導区域に誘導する施設と、積極的な誘導の対象には含めず、地域拠点の周辺等、各地域に分散して立地することを許容する施設に区分し、施設配置や区域をコントロールすることとする。

「都市核」と「地域拠点」にそれぞれ誘導する施設の設定方針を以下に示す。

表 4-12 誘導する施設の設定方針

拠点	誘導する施設
都市核	<ul style="list-style-type: none">■市民の生活を支える都市機能のうち、市域全体からの利用が見込まれる都市機能を誘導区域に設定する。■今後も本市の中核としての機能を担う地域として、都市核に行けば日常生活に必要な一通りのサービスが享受できるよう、比較的高次の都市機能を誘導施設として設定する。
地域拠点	<ul style="list-style-type: none">■各地域において生活サービスを提供する拠点であることから、日常の買い回りや利用頻度の高い施設等の日常生活に必要な身近で基本的な都市機能の誘導を目指す。

なお「誘導施設」は、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、都市計画運用指針においては、誘導施設の設定に当たっての考え方が以下のように示されている。

表 4-13 誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる。

出典：第12版都市計画運用指針 P44（令和5年7月 国土交通省）

4-3-2 誘導施設の設定

「4-3-1 施設誘導の考え方」を踏まえ、誘導施設を以下のとおり設定する。

なお、主に周辺の居住者等が日常的に利用する都市機能については、地域拠点を中心にある程度分散して立地することを許容し、都市機能誘導の対象外とする。

表 4-14 誘導施設

都市機能	対象施設
行政機能	市役所
介護福祉機能	地域包括支援センター
子育て・教育機能	子育て支援センター
	母子健康包括支援センター
	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）
商業機能	大規模小売店舗（1,000㎡以上）
医療機能	病院（20床以上）
金融機能	銀行・信用金庫（決済・融資サービスを提供する店舗）
文化・交流機能	図書館
	民俗資料館

4-3-3 誘導施設の定義

設定した「誘導施設」の具体的な定義は以下のとおりである。

表 4-15 誘導施設の定義

都市機能	対象施設	根拠法
行政機能	市役所	地方自治法第4条第1項に定める施設
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に定める施設
子育て・教育機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に定める施設 霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例に定めるこどもセンター
	母子健康包括支援センター	母子保健法第22条に定める施設
	学校	学校教育法第1条に定める学校
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗
医療機能	病院(20床以上)	医療法第1条の5第1項に定める病院
金融機能	銀行	銀行法第2条に定める銀行
	信用金庫	信用金庫法第4条に基づく事業免許を受けて金庫事業を行う信用金庫
文化・交流機能	図書館	図書館法第2条に定める図書館
	民俗資料館	霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例に定める民俗資料館

4-4 地域生活拠点の設定

4-4-1 地域生活拠点とは

本市には過去の市町合併の経緯から、旧町の中心部である各地域における生活の拠点が存在する。これらの拠点は都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置づけられ、「3-3 目指すべき都市の骨格構造の検討」に示すとおり、本計画においても地域拠点として位置づけている。

各地域拠点には、商業施設や医療施設など日常生活に必要な都市機能が立地し、地域の日常生活を支えているが、今後、更なる人口減少・少子高齢化が進行することで、日常生活に必要な様々なサービスの維持・存続が困難となり、各地域における日常生活の利便性の低下が想定される。

本市においては、都市核に設定する都市機能誘導区域において高次の都市機能及び居住の維持・誘導を推進しつつ、各地域拠点においても、地域の日常生活を支える都市機能を維持していくことが必要である。

しかし、地域拠点のうち、溝辺地域及び霧島地域の地域拠点は、都市計画区域外に存在しており、都市機能の維持に当たって、地域拠点の中でも特に適切な土地利用のコントロールが求められる。

また、令和5年(2023年)度より、国の支援措置の対象として、都市計画区域外の「地域生活拠点」が追加された。

以上を踏まえ、本計画においては、溝辺地域及び霧島地域の地域拠点を「地域生活拠点」と設定する。なお、地域生活拠点については、支援措置の実施上、拠点となる区域を明確にすることが求められていることから、次頁以降で地域生活拠点の区域について検討を行った。

4-4-2 地域生活拠点の設定の考え方

地域生活拠点は、「3-2 課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討」における誘導方針に基づき、以下の考え方を満たす区域を設定する。

- ・ 各地域の日常生活を支える生活サービスが受けられる都市機能の維持を図ること
- ・ 市域全体から「都市核」の生活サービスにアクセスできるネットワークを構築すること

以上を踏まえ、本市の地域生活拠点は、「一定の都市機能が集積し、交通結節機能を有する区域」を目指す。

4-4-3 地域生活拠点の設定手順

「4-4-2 地域生活拠点の設定の考え方」を踏まえ、地域生活拠点を以下の手順で設定する。

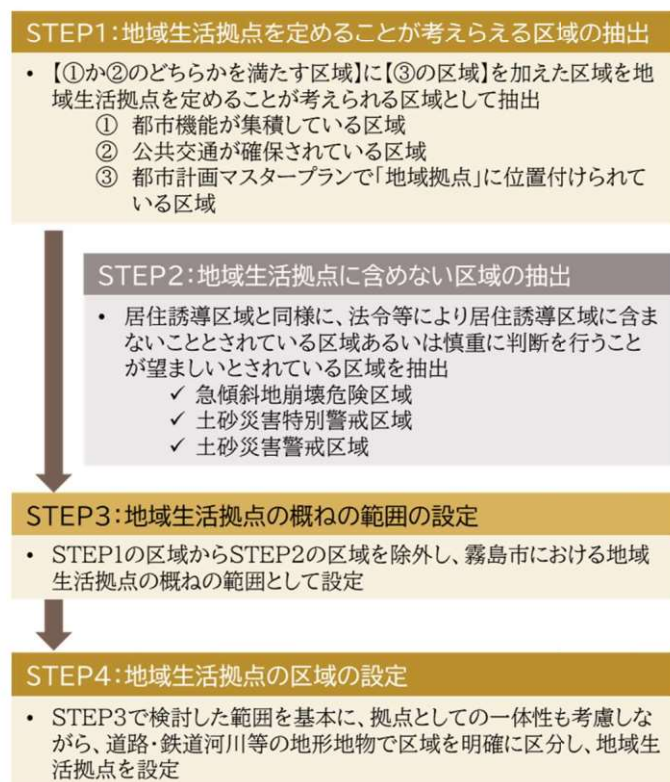


図 4-24 地域生活拠点の設定手順

4-4-4 地域生活拠点の検討

(1) STEP1：地域生活拠点を定めることが考えられる区域の抽出

地域生活拠点の設定要件は、「①都市機能が集積している区域」または「②公共交通が確保されている区域」に「③都市計画マスタープランで「地域拠点」に位置づけられている区域」を加えた区域を「地域生活拠点を設定することが考えられる区域」とした。

表 4-16 地域生活拠点に含めることが考えられる区域の考え方

区域	考え方
①都市機能が集積している区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域拠点として、商業、医療、金融の都市機能を維持・誘導することで、各種サービスの効率的な提供を図るため、都市機能（商業施設、医療施設、金融施設）が徒歩圏内（半径 800m）に2つ以上含まれる区域を設定する。
②公共交通が確保されている区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な都市機能を集積させた本市の都市核へアクセスしやすい交通結節点（鉄道駅、バス停）を有する区域を地域生活拠点に含める。 ■ 公共交通が確保されている区域として、「鉄道駅およびバス停の徒歩圏（鉄道駅半径 800m/バス停半径 300m）」を設定する。
③都市計画マスタープランで「地域拠点」に位置づけられている区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画マスタープランでは、「総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図る。」と示されていることから、地域生活拠点に含める。

1) 都市機能が集積している区域

拠点の中心部として、商業、医療等の都市機能を誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図るため、都市機能（商業施設、医療施設、金融施設）が徒歩圏内（半径 800 m）に2つ以上含まれる区域を設定する（図4-25、図4-26）。

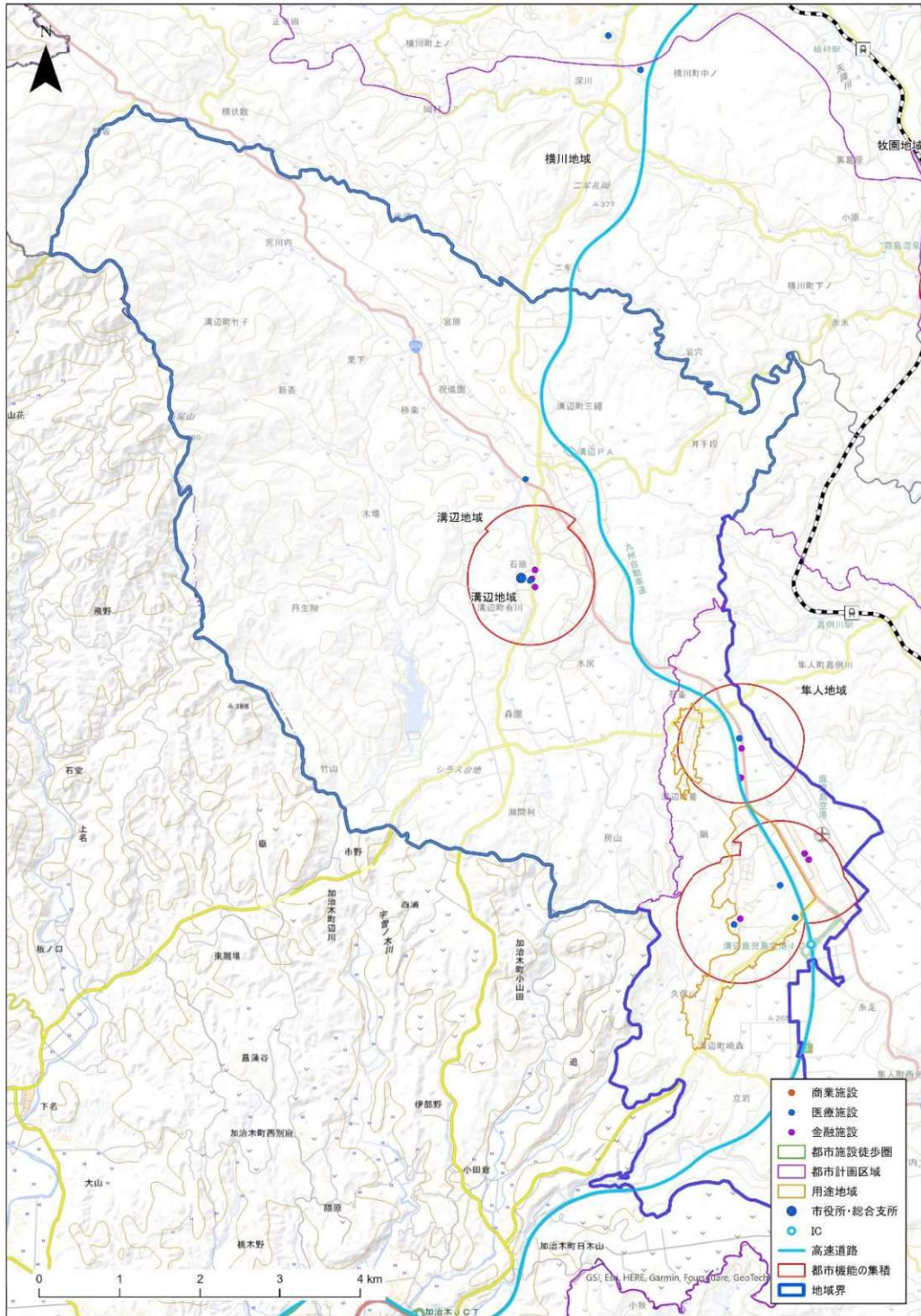


図 4-25 都市機能が集積している区域（溝辺地域）

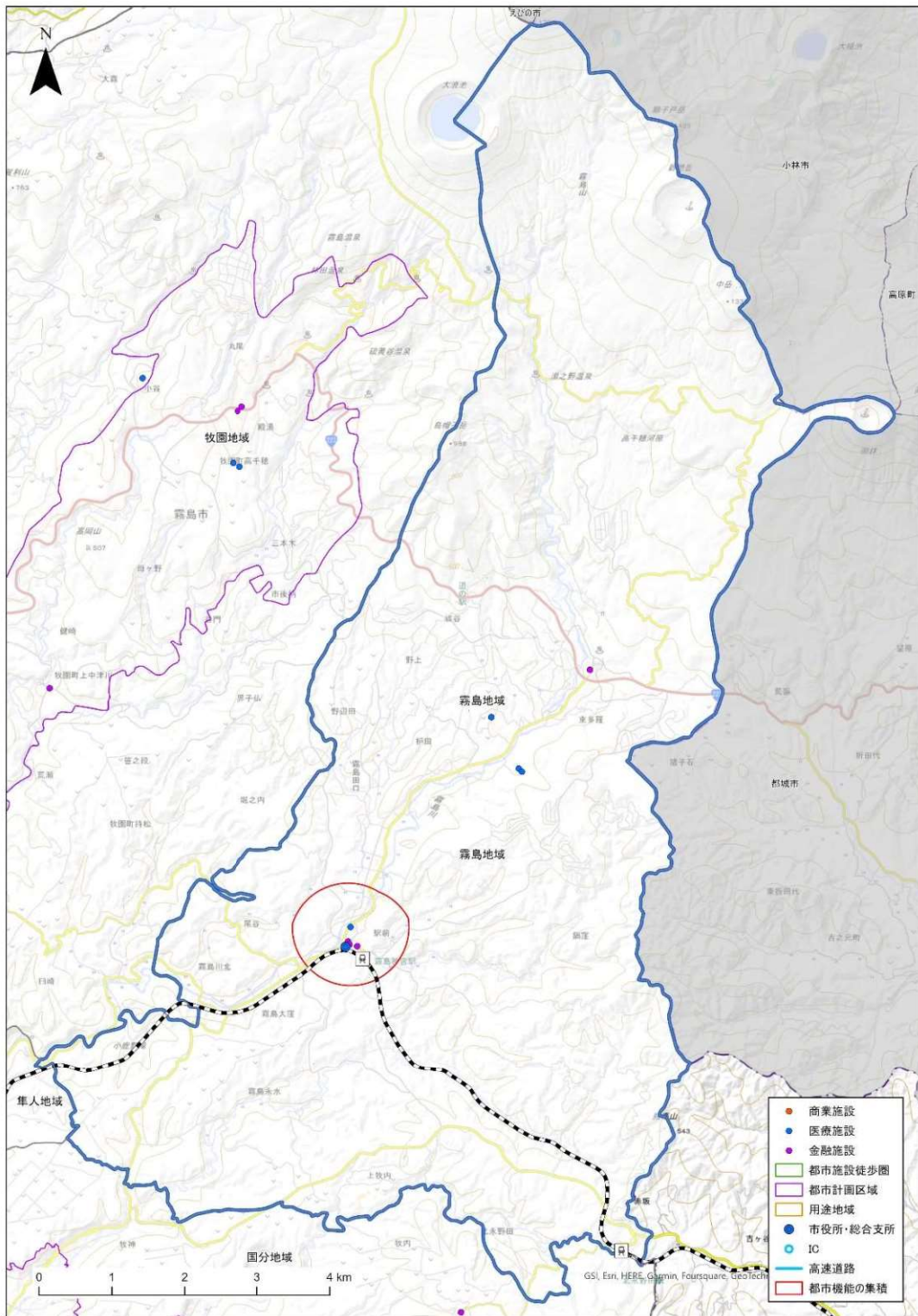


図 4-26 都市機能が集積している区域（霧島地域）

2) 公共交通が確保されている区域

高度な都市機能が集積する都市核へ、拠点アクセスしやすい交通結節点（鉄道駅、バス停）を有する区域を抽出する。公共交通の確保されている区域として、バス停留所（徒歩圏 300 m）、鉄道駅（徒歩圏 800m）の範囲を設定する（図4-27、図4-28）。

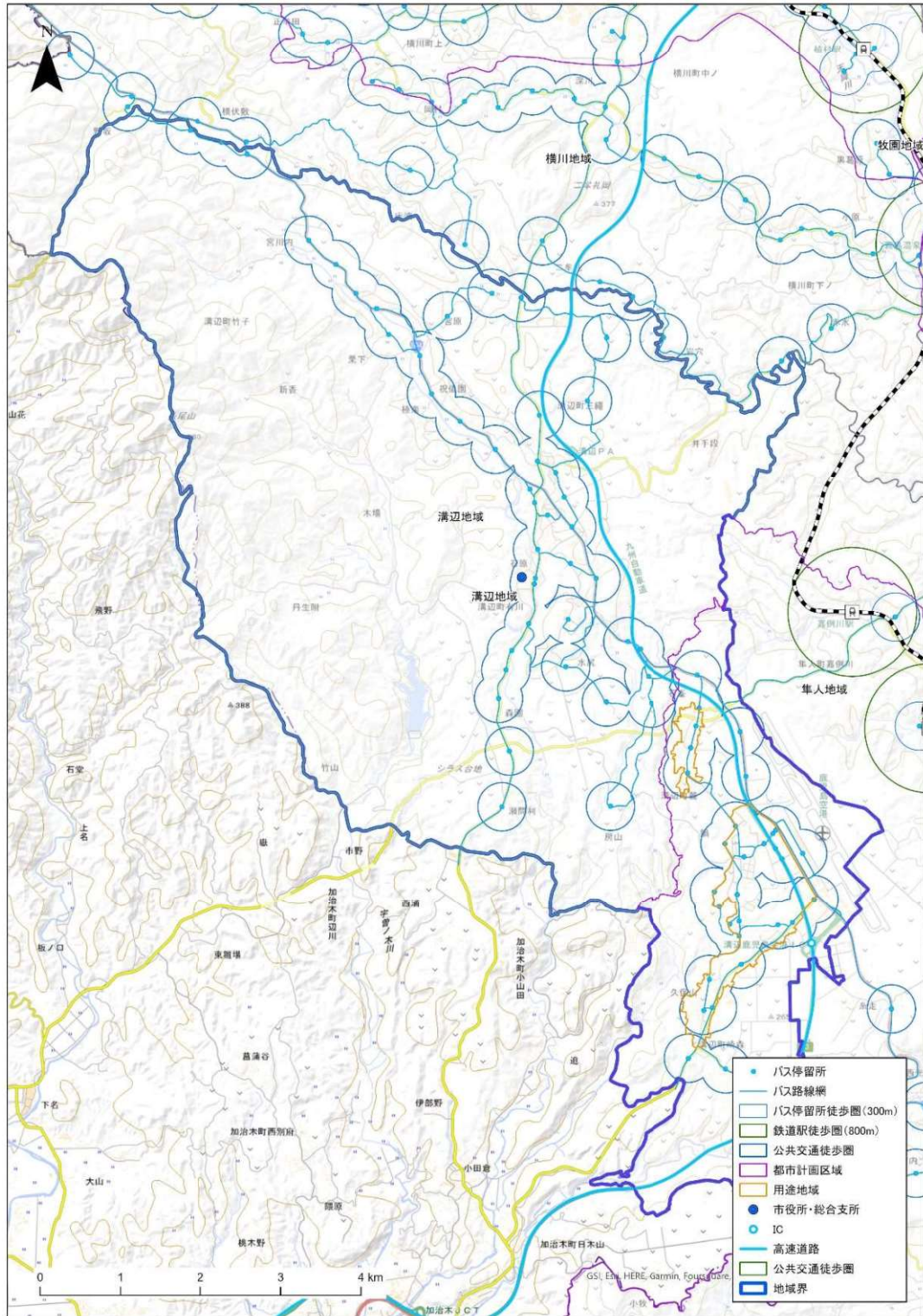


図 4-27 公共交通が確保されている区域（溝辺地域）

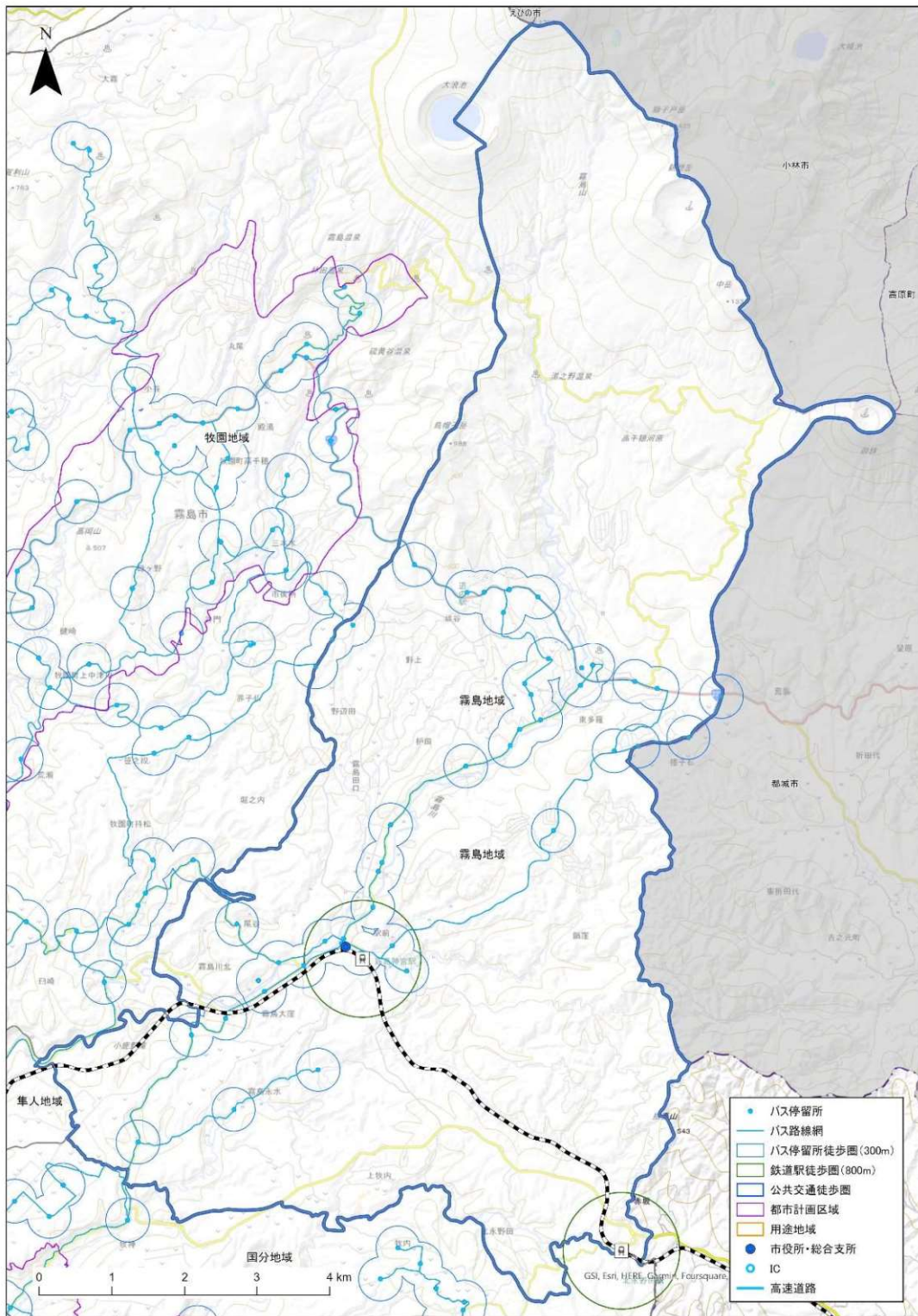


図 4-28 公共交通が確保されている区域（霧島地域）

3) 都市計画マスタープランで「地域拠点」に位置づけられている区域

「地域生活拠点を設定することが考えられる区域」として、都市計画マスタープランで「地域拠点」に位置づけられている区域を抽出する（図4-29、図4-30）。

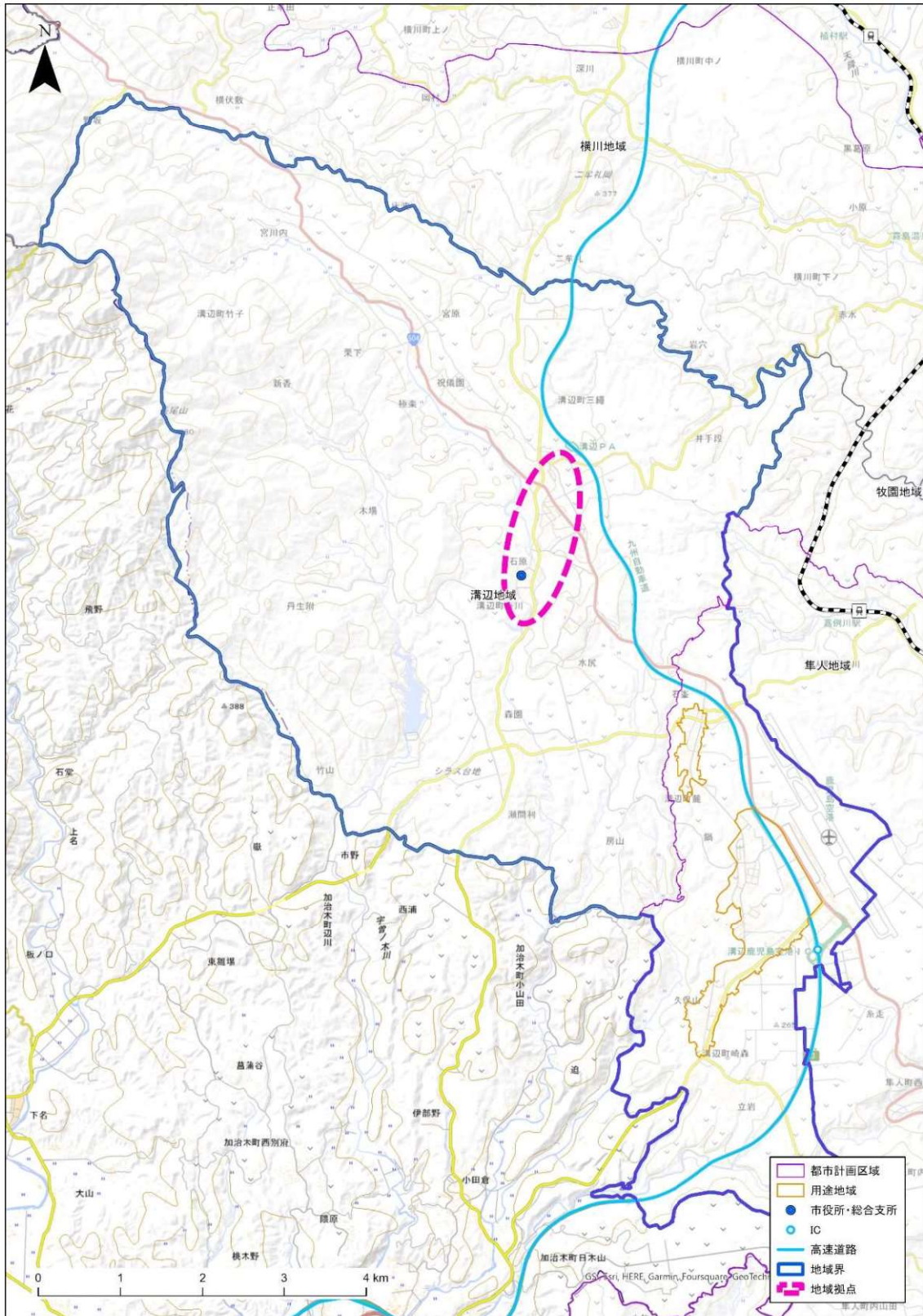


図 4-29 都市計画マスタープランで「地域拠点」に位置づけられている区域（溝辺地域）

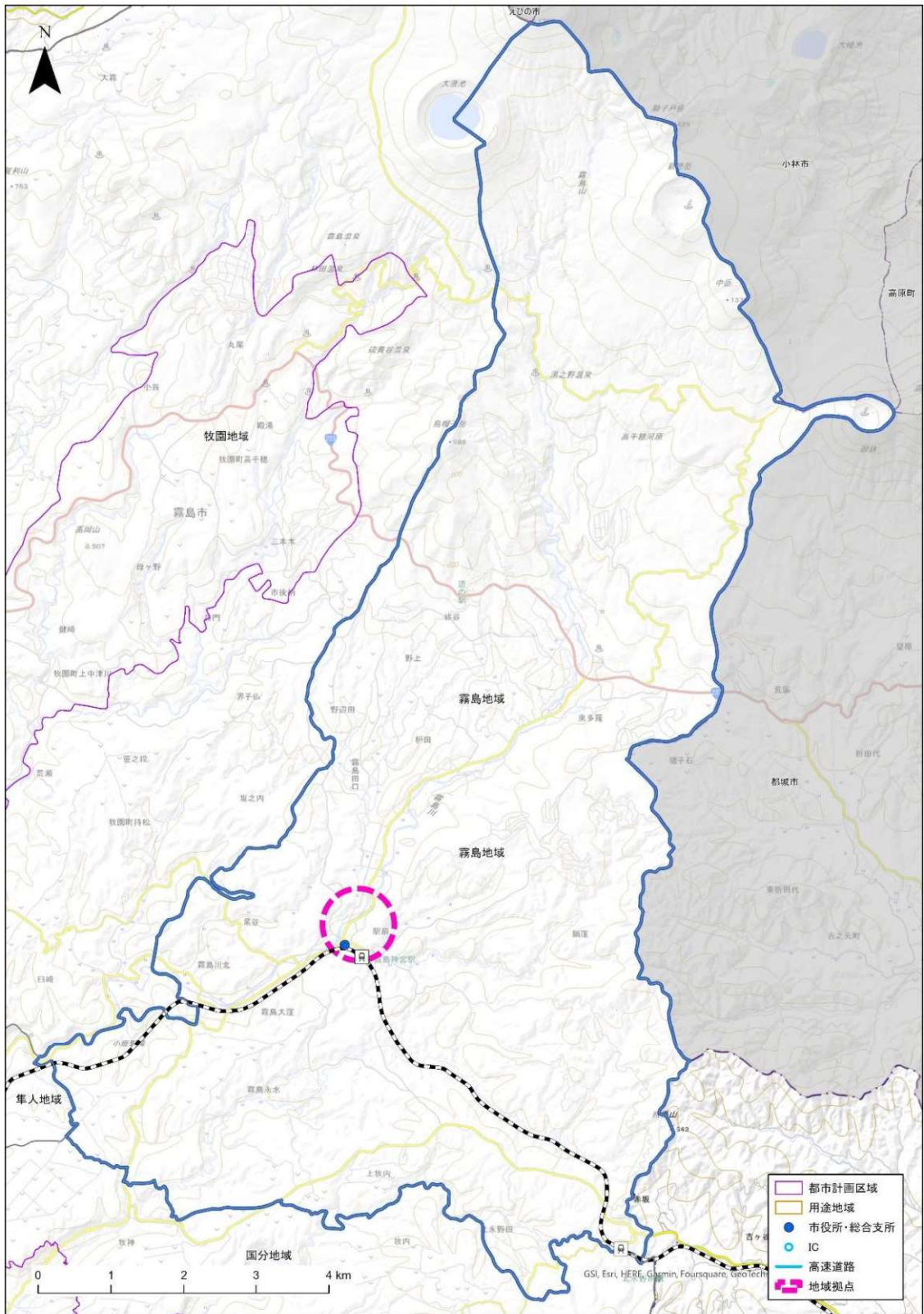


図 4-30 都市計画マスタープランで「地域拠点」に位置づけられている区域（霧島地域）

4) 地域生活拠点を設定することが考えられる区域

以上の検討結果より、「①都市機能が集積している区域」かつ「②公共交通が確保されている区域」を「地域生活拠点を設定することが考えられる区域」として抽出する。

なお、溝辺地域南部の用途地域周辺については、都市計画区域内であるため地域生活拠点の設定対象外とする（図4-31、図4-32）。

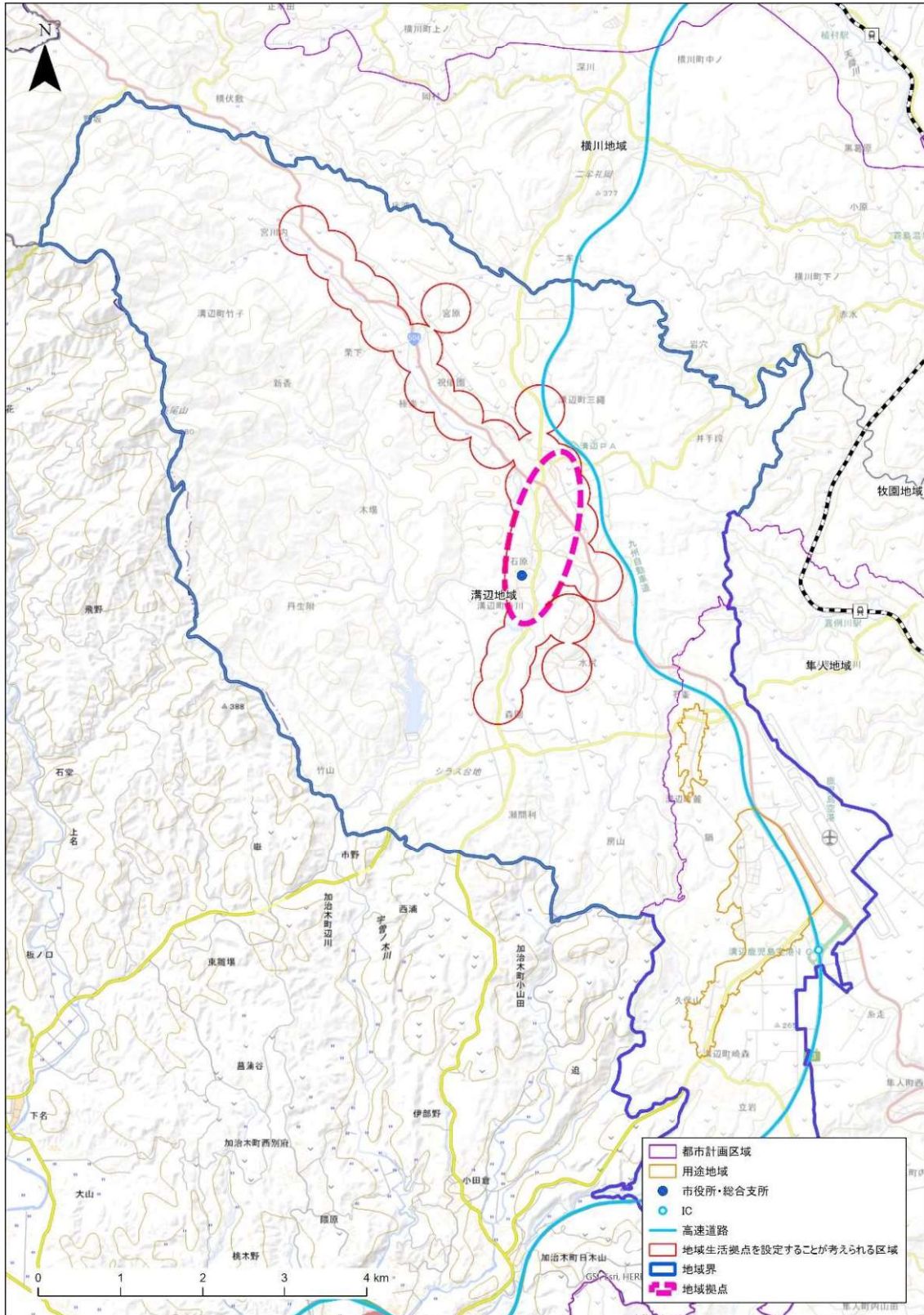


図 4-31 地域生活拠点を設定することが考えられる区域（溝辺地域）

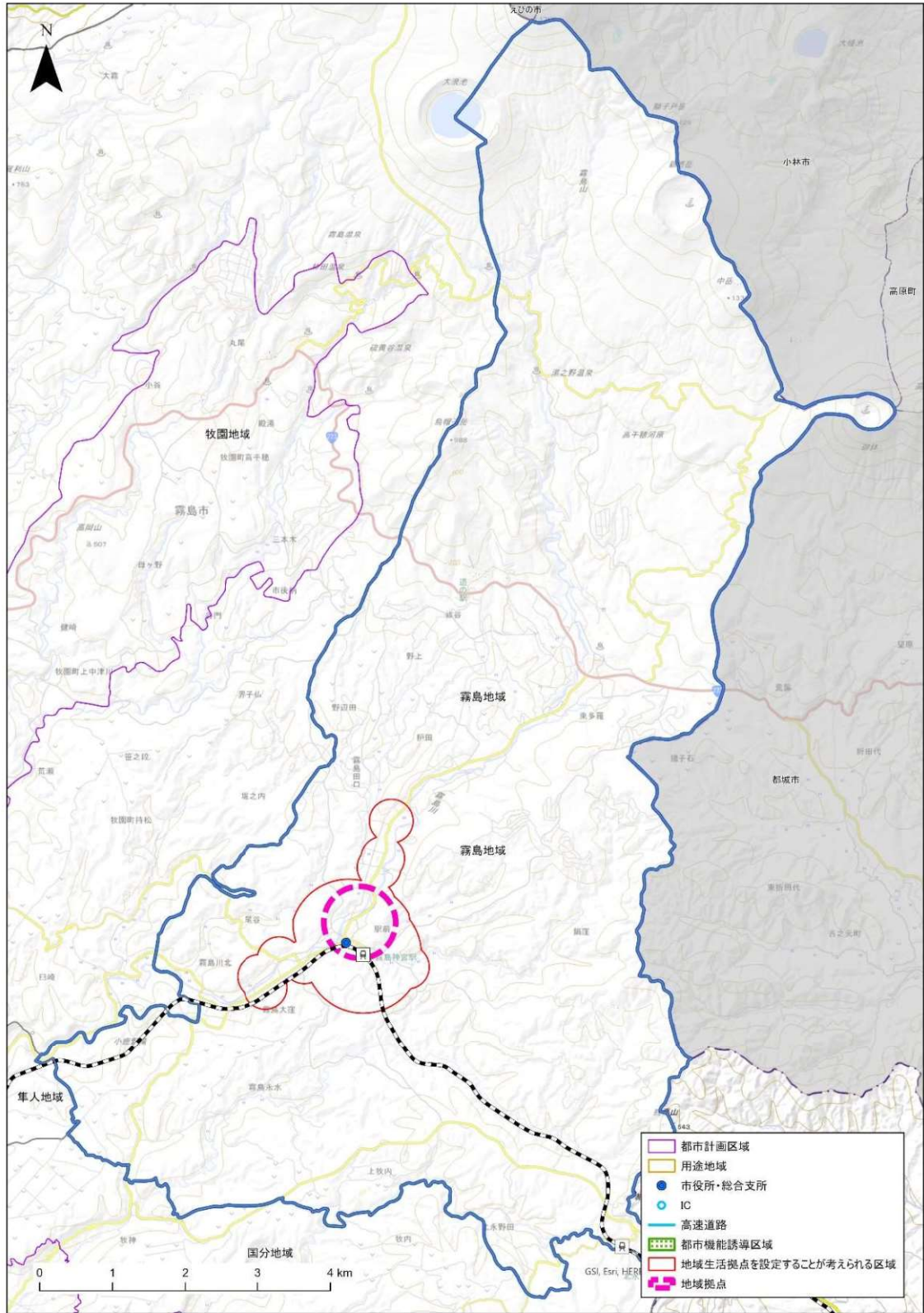


図 4-32 地域生活拠点を設定することが考えられる区域（霧島地域）

(2) STEP2：地域生活拠点に含めない区域の抽出

地域生活拠点についても居住誘導区域と同様に、安全性の確保が求められることから、「居住誘導区域に含めないこととすべき区域」の考え方を踏襲し、該当する区域については地域生活拠点に含めないこととする。

居住誘導区域に含めない区域については、41 ページ「4-2-4 (2) STEP2：居住誘導区域に含めない区域」において検討した。

(3) STEP3：地域生活拠点の概ねの範囲の設定

STEP 1～2の結果から、本市における「地域生活拠点の概ねの範囲」を抽出した(図4-33、図4-34)。

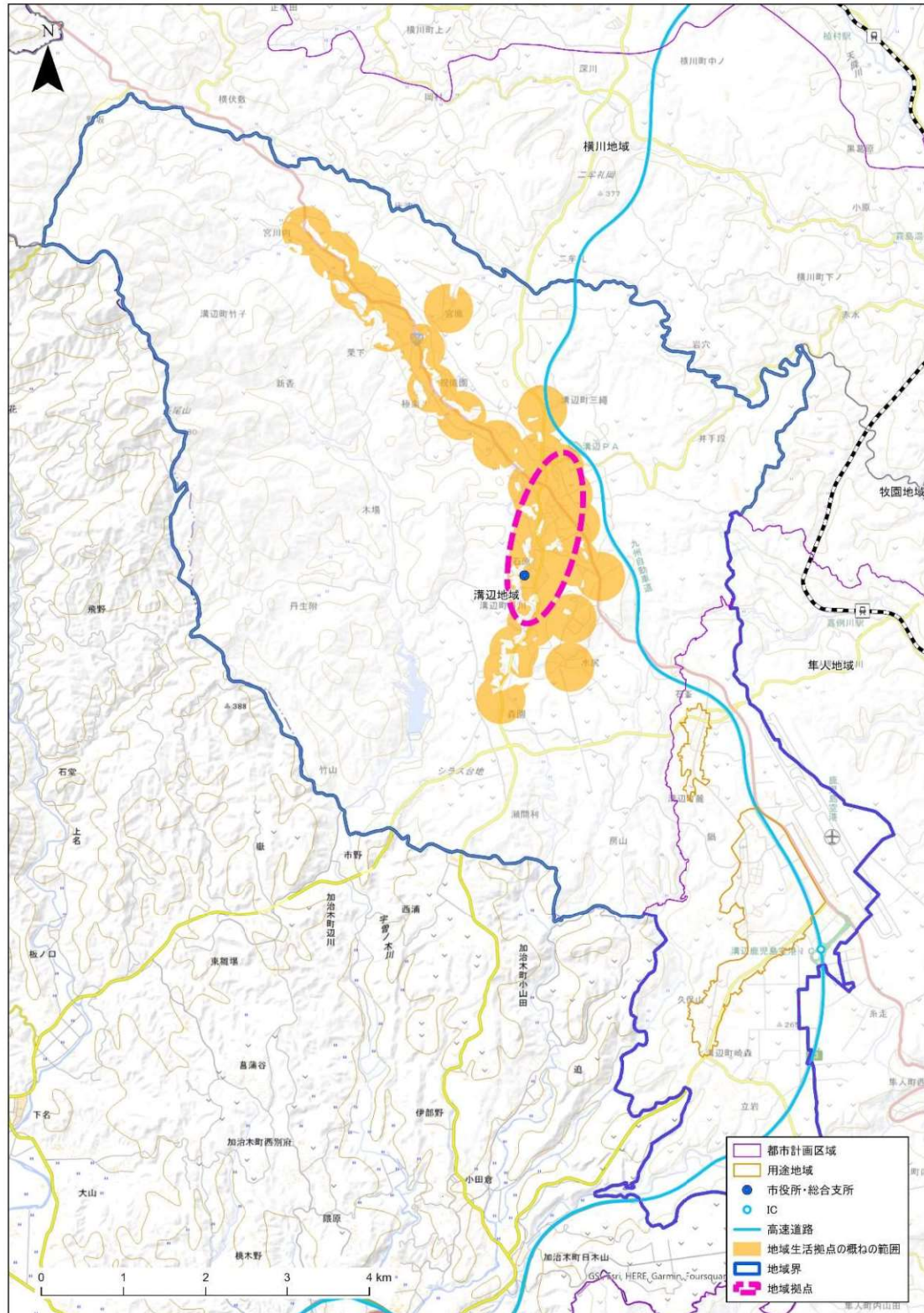


図 4-33 地域生活拠点の概ねの範囲（溝辺地域）

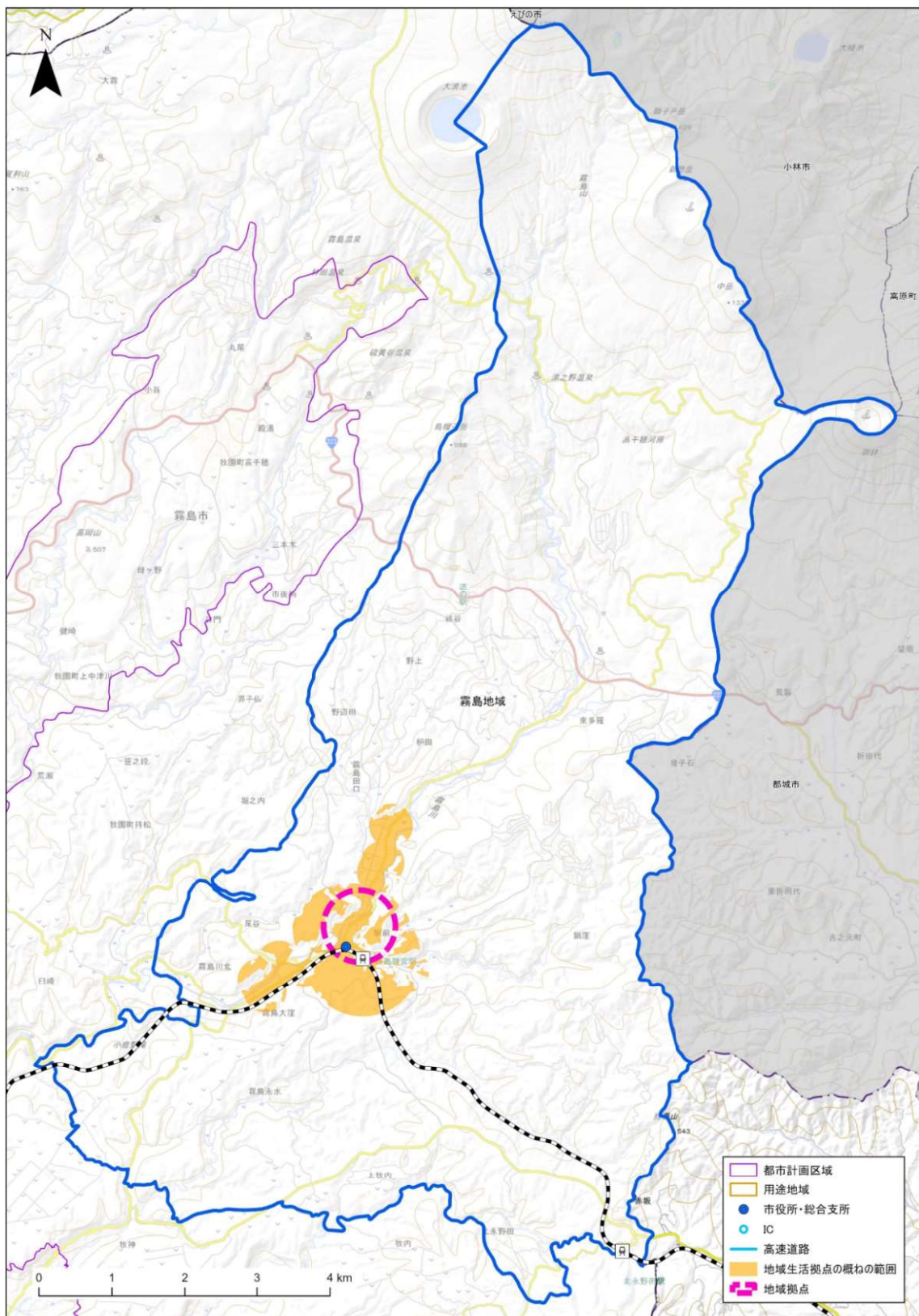


図 4-34 地域生活拠点の概ねの範囲（霧島地域）

(4) STEP4：地域生活拠点の区域の設定

STEP 3の結果より、拠点としての一体性を踏まえ、道路・鉄道・河川等の地形・地物で境界を明確にし、地域生活拠点の区域を設定した（図4-35、図4-36）。

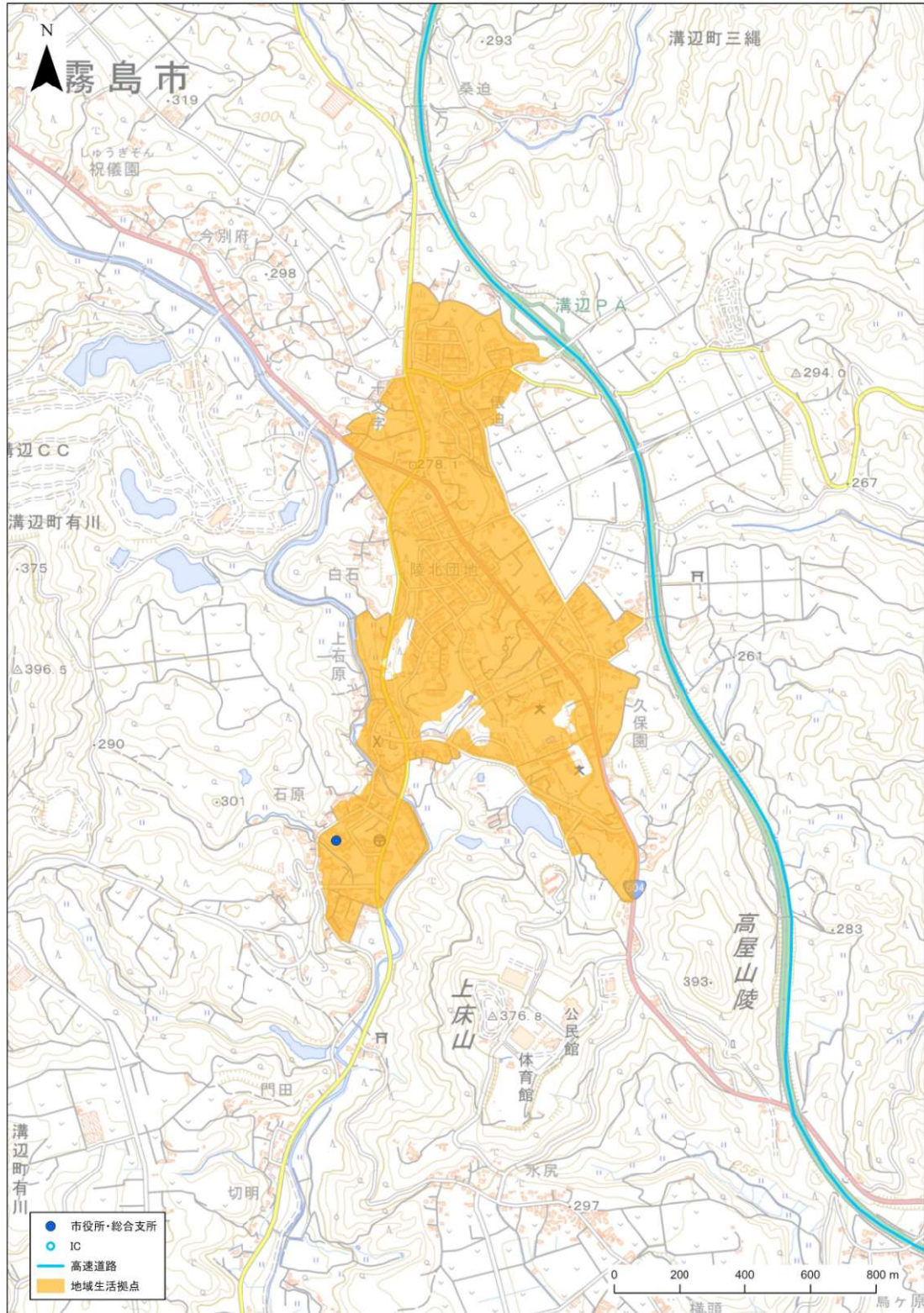


図 4-35 地域生活拠点（溝辺地域）

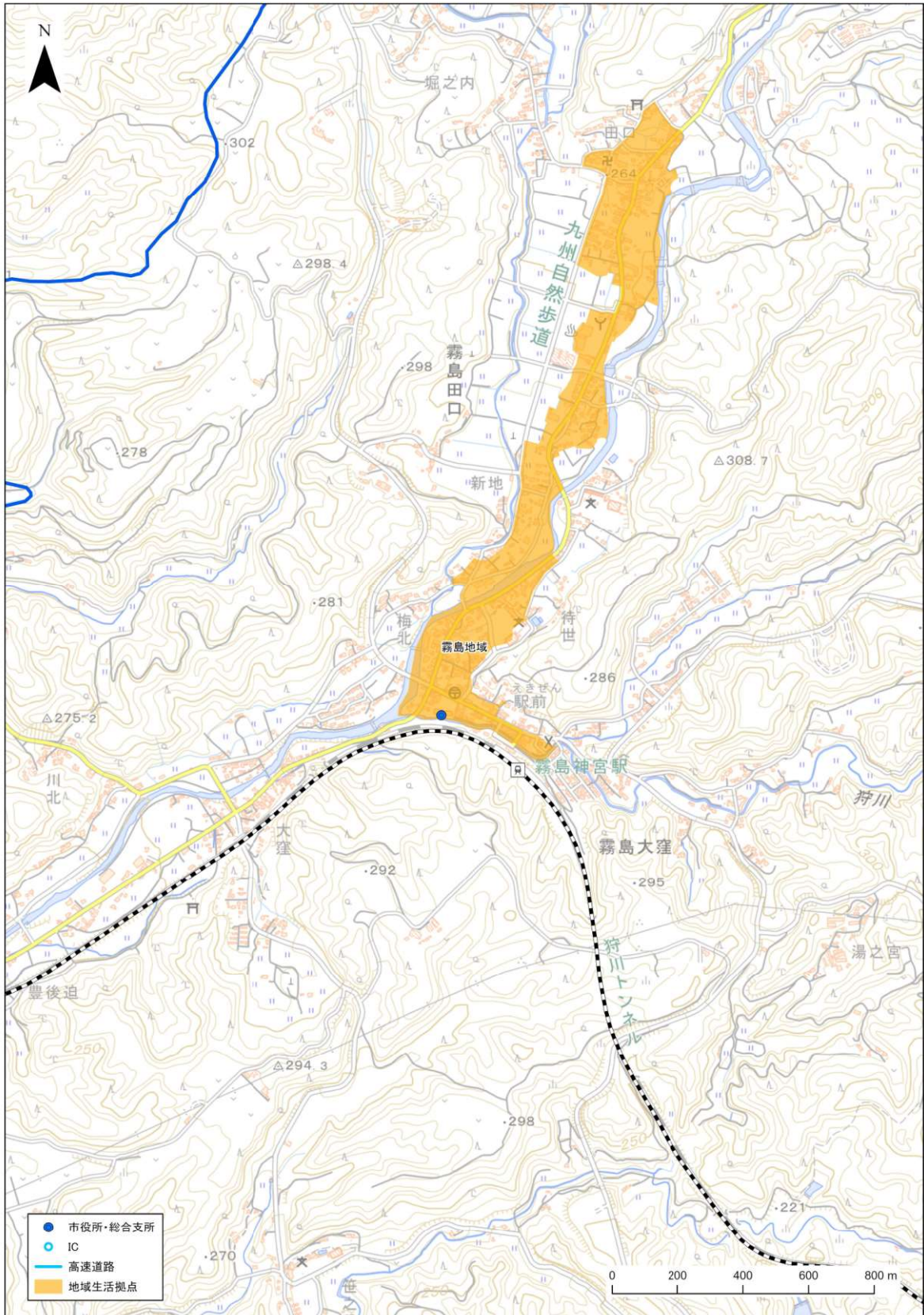


図 4-36 地域生活拠点（霧島地域）

設定した地域生活拠点では、都市機能誘導区域と地域生活拠点とを結ぶネットワークの強化に加え、誘導施設を以下の通り設定する。

表 4-17 地域生活拠点に維持、集約を図る施設

都市機能	対象施設
行政機能	総合支所
介護福祉機能	地域包括支援センター 支所
	高齢者福祉施設
子育て・教育機能	子育て支援センター
	母子健康包括支援センター
	保育所・認定こども園
	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）
医療機能	診療所（0～19床）
金融機能	銀行・信用金庫（決済・融資サービスを提供する店舗）
	郵便局
文化・交流機能	図書館
	民俗資料館
	公民館・集会所
	体育施設